

○議事日程（令和4年12月26日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
6番	長澤龍夫	7番	大橋三男
8番	吉田太郎	9番	早崎百合子
10番	野村永一	11番	田中敏弘
12番	松永民夫	13番	水谷久美子

○欠席議員

なし

○欠員

1名

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
総務部長	川口智也	特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦
副特命事項推進監兼 総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	尾前眞理
住民福祉部長	大倉修	住民福祉部 住民環境課長	小里克昌
住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美	住民福祉部 子ども課長	香川明美
産業建設部長	松岡弘泰	産業建設部 建設課長	問山剛
産業建設部 産業観光課長	竹中修	産業建設部 水道課長	加納康宏
会計管理者	高橋正人	会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代

教育委員会 西脇直樹 消防長 坂口 貴
生涯学習課長
消防総務課長 古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 中島和哉 議会事務局書記 國枝利法

(開議時間 午前9時32分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴者の方も皆さん御一緒をお願いします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をよろしくをお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

なお、執行部においては、森島教育長が療養のため欠席しますので、御報告をいたします。

また、インターネット中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

また、試験的に役場1階ロビーのモニターにてインターネットライブ中継を放送いたします。

ただいまから令和4年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、1番 西脇康君、2番 清水由美子君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、9名の議員から質問の通告がございますので、順次発言を許可します。

最初に、9番 早崎百合子君。

○9番(早崎百合子君) 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、現在のオンデマンドバスと定時巡回バスの運行について質問いたします。

まず初めに、11月20日、町長選挙において見事に当選されました7代目川地憲元新町長の今後の御活躍をお祈り申し上げます。

新町長は、養老町役場に奉職されて以降、長期にわたり歴代町長の下で数々の実績を

積み重ねてこられ、大橋町長の片腕として副町長に就任されてからは、町の組織力向上に努めてこられました。

厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、満を持しての町長就任であり、今までの経験の上に、スピード感を持って激動の時代のかじ取りにリーダーシップを発揮していただくようお願いし、私の質問に入らせていただきます。

選挙戦の中で新町長は、個別施策として人口減少、交通アクセス、産業振興、防災・減災対策などなど、幾つかの具体策の実施を公約しておられましたが、今回は地域公共交通の利便性向上、高齢者に優しい移動手段の具体策について、その考えを伺います。

現在、地域の交通は、高齢者の移動の確保だけではなく、まちづくり、地域コミュニティ、住民の外出機会の確保など、全ての世代、地域の課題です。また、モータリゼーションの進展や人口減少などによって地域交通の利用者は減少傾向にあり、交通事業者の独立採算で維持することが困難となった地域も増えています。

その一方、高齢者の進展によって、免許返納後の移動手段が求められるなど、地域公共交通の必要性は高まっており、今後、超高齢化社会の到来とともに、過疎地域だけではなく、都市部においても限界集落化が進むことが考えられます。

住民が生き生きと暮らし続ける条件として、地域交通の確保は欠かせないものであり、地域の交通施策づくりは、生活交通だけではなく、地域のコミュニティなど、住民が生活する上で必要であると考えます。

養老町においては、公共施設を利用する方へのインフラ整備として、平成3年4月から平成24年11月まで、公共施設巡回バス（通称ゲンちゃんバス号）を運行し、平成24年12月からオンデマンドバスの運行開始、現在に至っております。

そこで、次の事項について、町長及び執行部側に御質問させていただきます。

1点目、オンデマンドバスの令和4年度現在の利用状況は。また、過去3年間の利用者数についてお答えください。

2点目、オンデマンドバスの運行に伴う費用実績は。また、過去3年間についてお答えください。

3点目、池辺地域で9月末までの実証実験として運行していた養老町オンデマンドバスセミデマンド運行の実証実験ですが、なぜ中止に至ったのですか。また、その経緯、地域の選定理由についてもお聞かせください。

以上3点について、明確な御答弁をお願いします。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席答弁。

○産業建設部建設課長（問山 剛君） 早崎議員の御質問ですが、実務的な内容が含まれますので、私から御回答させていただきます。

1点目の令和4年現在の利用と過去3年の利用者数の御質問ですが、令和4年4月から11月までの利用者数につきましては1万5,155人で、1日当たり93人の方に御利用い

ただいております。

また、過去3年の利用状況については、令和3年度は2万2,504人、1日当たり95人、令和2年度は2万3,550人、1日当たり97人、令和元年度は3万783人、1日当たり128人となっております。

2点目の過去3年の運行費用の御質問でございますが、年度により祝日、荒天による運休日の関係上、運行日数は多少異なりますが、令和3年度は運行日数238日、4,611万5,640円、令和2年度は運行日数243日、4,691万1,150円、令和元年度は運行日数240日、4,522万7,182円となっております。

3点目のセミデマンド運行の実証実験中止の経緯と地域の選定理由の御質問ですが、町民アンケートや各地域の地域懇談会において、定時定路線がよい、予約しない方法がよいという意見から、利用の多いバス停や路線区間など、オンデマンドバス運行状況の検証を踏まえ、セミデマンド運行（決まった停留所に決まった時間に到着する方式）、こちらを検討する区間として、要望や利用者数が多かった池辺地区を選定し、高田の中心市街地間を結ぶ路線として、令和3年8月10日から実施しておりました。

その後、運行評価・検証として令和4年2月に実施した池辺地区のアンケート調査結果において、運行ルートなどの見直しを求める御意見を多数いただきましたことから、令和4年4月1日から運行ルートを見直し、実証実験を延長し運行しておりました。

しかしながら、1日6便の運行で、利用総数は216人、月平均は21.6人、1日平均では1.14人であったことや、運行車両数の関係から通常のオンデマンドの運用利用者においても希望時間に沿えず、予約キャンセルされた方も多くあったことを踏まえ、本年9月末をもってセミデマンド運行を中止とし、通常の運行体系に至っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきました。再質問いたします。

定時運行であれば、決まった時間に決めた停留所にいればバスが来る。パソコンやスマートフォンを使って予約することはないなど、シンプルであるとの意見を町民の方からお聞きします。そういう意味では、定時運行していただくことが望ましいと思います。

また、現在のオンデマンドバスについても休日運行を望む声もございます。

2点について質問いたします。

1点目、今後の定時バス導入についてどのように考えておられますか。

2点目、オンデマンドバスの休日運行についての考えをお示してください。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 早崎議員の再質問2点についてお答えさせていただきます。

まず、今後の定時バスの導入についての考えでございます。

定時バス運行につきましては、現在のオンデマンドバスの停留所と比べ大幅に減少することや、停留所までの移動距離が長くなり、運行する方向などについても制限されることが予想されます。運行範囲外の空白地もできることで利用時間の制約につながるものではないかというふうに考えております。

2点目の休日運行の考え方でございますが、オンデマンドバスの休日運行につきましては、議員が言われるとおり、医療機関や商業施設への利用者のニーズは高く、休日運行の要望もあることは承知しております。

また、今年度9年目、来年度でオンデマンドバスが運行開始してから10年目を迎えますが、運行の経費と運転手の人員確保、燃料等の高騰もございます。

今後の人口減少の課題、超高齢化社会と言われる中で地域公共交通の在り方、これは現在運行のオンデマンドバス、養老鉄道、名阪近鉄バスなどの事業者を含めて、本町にあります町の公共交通会議の中で有識者の方を交えながら協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 最後に、高齢者の足として交通手段の確保は、生まれ育った地域で生涯を幸せに全うしたいとの思いに応える施策の一つであると思います。この施策の実施が、心身の衰えとともに運転免許返納を考える高齢者にとって、代替手段として重要なものであることに疑いの余地はありません。何より、今までどおりの移動を伴う行動に制約が生じることを不安に感じるものです。オンデマンドバス等、地域移動手段の確保は、交通事故防止の観点からも必要でありますし、有効な施策であると考えます。

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便性を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金、事業計画等については、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、養老町においても地域公共交通会議が設置されております。町の公共交通会議の委員には、団体代表者やバス・タクシーの公共交通事業者、近隣自治体など、地域関係者のほかに交通施策に精通した国や県の関係者や学識経験者の方が参画されていると聞いております。

養老町においても、人口ビジョンが示すよう人口減少、超高齢化が進んでいます。現在のオンデマンドバス以外に、養老鉄道や名阪近鉄バス、そして近隣自治体との連携も密に考えていく必要があるかと思っております。地域交通の確保は必要不可欠であり、町としても独自性や特色のある施策などを強く要望し、私からの質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

次に、8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので、新町長の政治姿勢に

ついてを質問させていただきます。

まず2点、所信表明についてと、2点目は職員、副町長時代の経験を踏まえて、どのように町政のかじ取りを担っていくのか。

川地新町長におかれましては、先月の町長選にて見事初当選をされました。誠におめでとうございます。3期12年の大橋町政を引き継ぎ、養老町がさらに発展していくため御尽力いただきたいと思っております。

また、本定例会の冒頭には、新町長から所信表明がありました。様々な施策について表明がございました。これらの町政運営に対する力強い意気込みも十分伝わるものでした。若い町長の誕生に大きな期待を寄せているところであります。

2点、新町長にお尋ねいたします。

まず1点目ですが、所信表明で上げられた施策や課題はどれも重要なものばかりであり、町の発展に必要不可欠です。町長が職員、副町長時代から感じてこられたものを踏まえているのだろうと推察します。これらに取り組むに当たり、何を意識して進められるのか。

2点目は、大橋前町長との一番の違いは豊かな行政経験だろうと考えていますが、それらを踏まえて、どのような町政運営を心がけていくのかをお答えください。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の所信表明で申し上げた施策に取り組むに当たっての意識する事項でございます。

やはりスピード感と継続性のバランスだというふうに考えております。課題も個々の特性がございます。コロナ対策は喫緊の課題であると申し上げましたが、感染状況は日々変化し、世界的な社会情勢も重なって、予測できない状況を生み出しております。現在の状況を敏感に感じ取り、即座に対応するスピード感が必要となります。他方で、防災対策は一朝一夕では成し遂げられません。事前の準備や地域社会での関係性の構築、想定の上書きと訓練を積み重ねる継続性が強く求められます。

今申し上げたのは一つの例でありまして、一つの施策の中でも分かれる場合もございます。スピード感と継続性を必要に応じて選択し、全体のバランスを取ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の行政経験をどう生かすのかといった御質問でございます。

これまでの行政経験の中で大切にしてきたことは、いろいろな場で申し上げておりますが、現場主義と町民目線でございます。現場を知り、現場から学び、町民の立場に立って物事を考えるということを実行してきたと個人的には自負しております。

町民の皆さんとの協働のまちづくりを推進するため、思いやりのある心の通った行政運営に心がけてまいりたいと考えております。

簡単ですけど、以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 8 番 吉田太郎君。

○8 番（吉田太郎君） ありがとうございます。心得が印象に残ります。

それでは、最後ですけれども、これを一言言わせていただいて、質問を終わります。

川地新町長、町民のために頑張ろう。以上です。終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、8 番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、11番 田中敏弘君。

○11 番（田中敏弘君） それでは、発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

項目としては、町長が目指す町の将来像はでございます。

まずは先月の養老町長選、御当選おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

率直に言って、かつてない急激な人口減少時代に、そしてまたいまだに終息が見えない新型コロナウイルス感染症と嫌でも対峙せざるを得ないこのタイミングで、また原油高、物価高と100年に1度の難局と言われるこのときに、よくぞ前町長の後継者指名があったにせよ町長選に立候補を決意されたこと、大変ありがたく頼もしく思ったのは私だけではなかったと感じておりますし、これからは課題山積の中、苦難の道が待ち受けており、今後はしっかりと気を引き締めて、心して体調管理には十分留意され各施策に取り組んでいただきたく願う次第でございます。

町長選期間中や町長当選確定後のメディア取材に対して、町民目線の行政が私のモットー、積極的に意見を聞きながら、課題一つ一つ対応したいと述べられております。大変殊勝なことであり、私からは初心忘るべからずの言葉を贈っておきたいと思っております。

先ほど吉田議員からも町長に対しての質問がありましたが、重なる点もあったかも分かりませんので御容赦いただきたいと思っております。

それでは、数多くある施策の中、私が気になる次の7点について伺いたいと思っております。

1 点目、現在、養老町では、住民や行政などのまちづくりの主体が今後のまちづくりの方向性や方策を共有し、その実現に向けて計画的に取り組むための新たなまちづくりの総合的なナビゲーションとして、令和12年度を目標年次とする養老町まちづくりビジョンが策定されておりますが、策定に当たっては養老町計画審議会へ諮問され、答申においては4項目について附帯意見を付されております。

一つ、まちの将来像「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」、この実現に向け、貴町の魅力を最大限に活用し、まちや地域への誇りや愛着（シビックプライド）を育てていくとともに、持続可能なまちづくりの推進を図られたい。

一つ、まちづくりビジョンの趣旨及び内容を町民に分かりやすく情報提供するとともに、地域自治町民会議を始めたように、主体と協働して施策を推進されるよう努力され

たい。

一つ、まちづくりビジョンの推進に当たっては、社会情勢の変化や住民ニーズを的確に把握し、柔軟な事業展開に努めるとともに、必要に応じてまちづくりビジョンの見直しを図られたい。

一つ、人口減少や新しい生活様式等の社会環境の著しい変化に対応するため、町の職員にあっては、常に問題意識を持ち、分野にとらわれない変革に対して積極的に挑戦いただきたいと、このように記されております。

今回の町長交代に当たり、住民目線でのまちづくりのため、町長独自の特色・方針を示すため、全ての施策を見直す行政経営改革プラン（重点取組項目推進計画）的なプランを立てるべきと思いますが、考えを求めます。

2点目、令和5年度予算の編成方針についての考えを伺います。

さきの町長選時に公約として、課題多い中、6項目上げられております。すなわち、人口減少対策、産業の振興、新型コロナウイルス対策、交通アクセス・住環境の改善、誘客促進、最後に防災・減災対策、この6点でございますが、優先順位など、どのような張りをつけて予算の編成をしていくのか伺います。

3点目、養老の郷づくり株式会社についてであります。

前町長が議会に対し賛意まで諮って会社設立を望まれましたが、理解が得られず否決され、県下でもその事象が注目を集めたのは記憶に新しく、平成27年5月25日に設立されて、定款には目的として第2条に21項目掲げられております。

以降、年度ごとの決算報告書は配付されておりますが、平成29年度以降、事業報告が全くありません。ということは、活動実態がないということであり、会社の存続の意義があるのか。

本年3月の予算委員会で、この会社の活用方法を促したところ、前町長は、この会社は設立から日が浅いので、もう10年ほどお待ちいただければきっと活発な会社になる旨の回答がありましたが、私はこの言葉を聞いて非常に緊張感に欠けた無責任な発言であったなと思い出しております。

私は、養老町としてはこの会社から撤退すべきと考えますが、川地町長はこの会社について、第三セクターでよく精査するという関係のメディア取材に対して語っておられますが、町民目線でいうとどういうことなのか、分かりやすく説明を求めます。

4点目、地域自治町民会議についてであります。

町長は、継承し、推進すると意思表示されております。前町長肝煎りの政策で、平成26年3月19日、地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例が議決の下に制定をされ、以来8年経過、この間、上多度、笠郷、広幡、養老、そして最近日吉地区で設立されておりますが、全町的に理解、賛同が得られず、広まっていないのが現状であり、どうしてなのか、しっかり原因の分析、検証をすべきではないのかと強く感じております。

上多度地域自治町民会議が養老町内トップで平成27年4月2日に設立し、年度ごとに事業計画の下、活動されておりますが、果たして町の思惑、期待どおりに進捗、活動しておるのか。

養老町では、現在も町民の皆さんと協働のまちづくりを進めるため、地域のことは地域で決められる新しい仕組み、地域自治町民会議の設立を推進しております。この方針にのっとり、パンフレットに掲載のとおり、地域のことは地域で決められるとして、町民会議の活動のために地域総合活動交付金を創設し、地域へ支出していた補助金や委託料などを一括して交付することにより、新たな組織と資金を両輪として進めます。

なお、交付金は町民会議の判断と責任の下、使い道を決めることができますとおことは周知のことと存じておりますが、さらには指定管理者制度の活用や地域活動支援事業、補助金交付制度を設置し、支援していくべきと考えますが、町長の見解を求めます。

5点目、町民と町長のふれあいトークについてであります。

前町長はあまり実績がなかったように感じておりますが、川地町長はどのような考えか伺います。

先般、瑞穂市市長が、瑞穂市の未来を語り合う昼休みミーティングというのを開催されております。時期や頻度等、詳細は未調査ですが、12月6日、市内のある小学校で執行委員会の6年生9人が市長と議論し、学校での取組や市政への思いを伝えたところ新聞社が報じておりますが、市長自ら学校に昼休みの時間帯に出向いて開催されたということは、非常に行動力があり、私は評価しております。この点についても回答いただきたいと思っております。

6点目、県等との人事交流についてであります。

過去においては県や近隣市町との人事交流があったと思っておりますが、私的には、平成27年度から29年度までの3年間、県職員の方々が2名養老町へ派遣いただき、具体的には長谷川悟氏には副町長、高木伸一氏には産業建設部参事として、それぞれ重責を担っていただき、両氏の実績は大変大きく、鮮明に私の脳裏に残っております。やはり国・県の情報収集においては太いパイプが絶対必要であり、何かしらの対応策を講ずべきと思っておりますが、町長の見解を求めます。

7点目、「はべつも千里」の意味を教えてください。

メディア取材に対して、「はべつも千里」という言葉が好き、努力は大事、たたき上げですからと、その意に自分を重ねると語られておりますが、私、長年人生を積み重ねてきましたが、初めてこの言葉を知らされました。本日はユーチューブでウェブ配信しておりますので、町民の皆さんに分かりやすく、町長自身の口から意味の説明をお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 田中議員の御質問に御回答させていただきます。たくさん質問いただいております。

まず1点目の行政経営改革プランに関する御質問でございますが、第2次養老町行政経営改革プランにつきましては、計画期間の終期が今年度末でございますので、現在、次期プランの策定に向けまして、先ほども少しお話がありました養老町行財政改革推進審議会の意見も頂戴しながら取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の令和5年度の予算編成についてでございます。

基本方針といたしましては、養老町のまちづくりビジョンに掲げるまちの将来像「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」を実現するため、5つの施策と10の戦略を養老町総合戦略に定める主要施策を中心としながら、特に住民参画、地域資源の活用、持続可能なまちづくりを推進するため、関係人口の創出、子育て・教育環境の充実を図る施策と新食肉基幹市場の建設事業を重点的に推進してまいりたいと思っております。

町長選挙時に公約に掲げました6つの項目につきましては、いずれも優先すべき重要な施策であり、主要施策と共通の施策もでございます。令和5年度については、まず人口減少対策、産業振興に関する施策をと考えているところでございます。

人口減少対策につきましては、所信表明でも述べましたが、本町の人口は近隣市町と比較しても著しい速さで減少しており、未来を見据えた施策を実施してまいります。

産業振興につきましては、さらに魅力のあるまちを目指して、積極的な企業誘致のほか、食肉などの主要産業の活性化も図ってまいります。

人口減少の影響等により税収の伸びは期待できず、物価や電気料の高騰の影響もあり、大変厳しい財政状況ではございますが、まちづくりビジョンの主要施策や公約に掲げました事業につきましては、限られた財源の中で優先的に実施してまいりたいと考えております。

また、町民ニーズのあまり低い事業や国・県の補助金等が打ち切られた事業につきましては、残念ですが廃止とか縮小の見直しを行い、本当に必要な事業にフォーカスし、健全財政を維持しつつ予算編成を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目についてでございます。

報道関係の人に対して、第三セクターについては精査する必要があると申し上げております。この第三セクターの中には当然養老の郷づくり会社も含まれていることとなります。したがって、第三セクター全体について、現状の把握、課題の整理、現地等の確認を行い、今後の方向性について精査したいと考えております。

次に、4点目の地域自治町民会議に関する質問でございます。

現在、地域自治町民会議に対しましては、地域まちづくり計画に沿って実施する事業を対象に、養老町地域総合活動交付金の中で地域協働事業費を交付しているところでございます。

今後、地域自治町民会議の活動のさらなる活性化につながるよう、指定管理者制度や地域総合活動交付金の在り方等につきましてもより活発な地域活動へつなげられるよう研究したいというふうに思っております。

次に、5点目、町長とのふれあいトークにつきましては、町民の方の生の声を聞くことができる大変有意義な場であると認識をしております。引き続き、町民との意見交換の機会を継続してまいりたいと考えております。

さらには、部課長にも現場の声を大事にしてもらうため、部課長を交えた形でも実施していきたいと考えております。コロナ禍で、こういったなかなか人が寄せられませんので、その辺のところは十分検討したいと思っております。

続きまして、6点目の県との人事交流についてでございます。

現在、県税事務所及び後期高齢者医療広域連合に職員を派遣しており、過去には国土交通省や岐阜県県土整備部への派遣、西濃保健所への応援派遣や県への実務研修派遣などを実施してまいりました。県との連携強化を図るだけでなく、職員の人材育成の観点からも人事交流を実施することは大変有益な機会だと考えております。

現在行っております派遣につきましては、必要な分野においては必要に応じ、また人事交流を実施する目的、時期を精査していきたいというふうに考えております。

7点目でございます。

「はべつも千里」の意味でございますが、努力をすれば、能力が劣っておっても、必ず成功するという物の例えの意味でございます。マスコミの方等に好きな言葉はと、座右の銘はと聞かれたときに、好きな言葉を述べさせていただきました。

12月15日にございました就任式におきましても「努力する人は希望を語り、怠ける人は不満を語る」という私の好きな作家の言葉を紹介しましたが、未来について語る人はすべからく努力している人であるとも言えます。行政におきまして、努力することとし続けることが町民サービス向上、町民の福利厚生につながるものではないかなというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ただいまそれぞれ回答をいただきましたが、私も順番に思いを述べさせていただきたいと思っております。

まず最初の町長の独自の施策を見直して立てるべきではないかという点でございますが、養老町人口ビジョン、まちづくりビジョンに対してもいろいろ今計画があるところでございますが、特に人口に対しては2040年1万9,500人とあります。人口減少は止められません。ですから、10ないし20年後を見据えた対策を先取りしていかねばならないと思っております。

この中には、学校の統廃合、自治会館も含めますが、JAもかなりその点については

進めておりますが、そういった点。また、公共施設等の総合管理計画に基づいた施策、これは平成29年度から平成38年度までの10年間の5年サイクルで見直すというPDCAサイクルでうたってございますが、こういった点も重要な施策になってこようかと思えますし、それから消防関係でも広域化の問題が今潜在化しておりますが、こういったことも至急検討して具体化し、方向性を示すべきではないのかなと。

さすが、やはり若い町長に交代されて、行動力、実行力があるなど町民が納得できる姿勢を早々に示していただきたく強く願っておりますし、ぜひ実現されるように申し述べておきたいと思えます。

次に、令和5年度予算編成方針についてですが、ただいま大変力の籠もった決意あふれるやる気が伝わってきましたが、優先順位は選挙公約6項目のうちの1番目としては人口減少対策、若者が養老町へ帰ってきたくなるようなまちにする。また、町外に就職や進学していった人たちが養老町で働いたり、住んでみたくなるような魅力のある養老町にすべき努力を望みます。

2番目として、産業振興を上げられました。やはり町民にとって、企業をはじめ産業が活性化できれば、雇用が生まれ、人が集まる好循環となり、まちに活力が生まれます。これからは、未来、可能性、わくわく感の持った養老町にするため、そのためには次元の違う、視点の違う町政を実現すべきと思えます。

令和5年度予算提案があります来年3月の議会定例会は、ぜひ川地色を強く濃く出されることを期待しておりますし、メリハリをつけた予算であることを楽しみにしております。

3点目、今の第三セクターの感覚で回答をいただきましたが、私は養老の郷づくり株式会社についての焦点を当てております。ですから、精査されるのは分かりますが、遅くとも令和5年度中に方向性を示していただきたいと、この点については再度回答を求めます。

4点目の地域自治町民会議でございますが、現状では町民会議設置地域と未設置地域との格差が発生し、不公平感が漂っている状況下にあると考えます。いち早く全町内が同じ土俵に立って活動ができるよう努力する必要があると思っておりますが、現状は他の地域が先進的にやって取り組んでおる状況を今監視しているような状況でございますので、その辺を慎重に進めていただきたいなど、このように思っておりますが、再度これももう一回回答を求めます。

町民とのふれあいトークの関係ですが、これはちょっとステップアップして、続けられるのはいいんですが、部課長も交えてやりたいというような前向きな回答でございましたので、ぜひこれは実現をしていただきたいなど、このように思っております。

県との人事交流については、やはり今、回答ですと、私の解釈ですと、現在の養老町の状況は、国はもちろん県や海津市との人事交流、以前はありましたが、今はないに等

しい状況であると認識しました。

県の人材をこちらへいただいて県の情報を取り寄せると、そういう僕は手法を望んでおるんですが、町長としては職員の研修を兼ねて、人材育成も兼ねてやっておるような発言がございましたが、逆の私は発想をしておるので、その辺のもう一遍回答をいただきたいと思います。

「はべつも千里」はよく分かりましたので、それに向かって皆さん一緒に、職員の人と一緒に頑張っていたきたいなと思います。

じゃあ、養老の郷づくり会社の、令和5年度中に何か結論を得たいと思いますが、その見解と、町民会議の、今半分しか実施していないが、この現状をどのように変えていくのか、この2点について回答を求めます。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。田中議員の再質問にお答えさせていただきます。

予算編成は今やっておりますので、しっかりとボトムアップしながら、メリ張りのついた予算編成ができるように令和5年度予算を組んでまいりたいと、上程できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

まず初めに、郷づくり会社の関係でございますけれども、前町長も議員の方々をお願いしながら自分の思いをしっかりと述べられ、10年後、20年後を先を見越していただきたいという御回答をされておったと記憶をしております。

先ほども申しましたけれども、現状把握、課題整理、現地確認等を行いながら今後の方向性を精査していく。特に、養老の郷づくり会社につきましては、他にも出資者、出資会社の方がお見えになります。そういったところとの協議、それも必要ですし、慎重に議論しなければならない点もございますので、5年度中にと激励をいただきましたが、任期中にはしっかりと結論づけたいというふうに考えております。

2点目の地域自治町民会議の件でございます。これは私課長時代からずっと地域に出向きまして、いろいろな形で、課題も聞きながら、整理しながら、だんだん浸透してきまして、理解を得られながら順次設立されつつあります。未設置の地区につきましても丁寧をお願いしながら、メリット・デメリットを示しながら、人口減少の中でいろいろな団体の人員確保というのも難しいと伺っておりますので、そういったところも説明しながら、御理解いただきたいというふうに考えております。進めていくという考え方でございますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは最後ですが、ある新聞に北海道の東川町の記事がありました。人口約8,000人の小さなまちで、ひがしかわ株主制度について報じておりました。

この制度は、ふるさと納税制度を生かし、東川らしさを経験できるように工夫されております。住居を構えていなくても町の一員として繰り返し訪問し、まちの雰囲気や活動を体感してもらっているようで、株主という応援人口が町民の3倍強の約2万8,000人がおられるようで、山の麓にある田園地帯で、どこにでもありそうなまちで、人口に対しカフェや家具などを扱う工房が多く、町民や商工業者など、人口のライフスタイルと小さな経済が影響し合い、まちを活性化させており、人口は25年間で2割ほど増加しているようであります。

株主だけでなく住民の支持を得続けるには、まち全体が絶えず進化していくことが重要で、その土台となる地域社会の風土を育んでいくことが大切であると考えます。

興味深いことが載っておりました。東川町の職員の皆さんは、予算がない、前例がない、ほかでやっていないは言っては駄目だと心がけ、できない理由を探さない環境づくりにつながっており、住民目線の行政サービスなどを追求し、議論や検討を重ね頑張っておられると報じておりますが、川地町長の思いと相通ずるものがあると感じて申し上げましたが、今後、町長と職員の皆さんが一丸となって、何事にも全力で、公正・公平にしがらみのない政策を展開されることを期待し、私の質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

なお、11番 田中敏弘君が都合により退席をされましたので、御報告をいたします。

それでは、12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 御無礼をいたします。

発言の許可を得ましたので、2点質問をいたします。

1点目は、五三川の改修事業についてであります。

五三川は、下笠の細池から南下をして、大場、瑞穂、釜段、大巻、小坪を経て揖斐川と津屋川に合流しておる総延長4.8キロメートルの河川であります。

五三川の始まりは、江戸時代の寛文11年、1671年から翌年にかけてつくられた下笠輪中落江であります。

旧五三川は、明治30年頃までは自然流水でしたが、揖斐川沿いに五三小坪排水機が設置されると、大巻、小坪、駒野新田と分離され排水路が整備されました。

大正8年に五三組合が結成され、組合によって排水が管理されるようになりました。ちなみに五三とは、笠郷地区の船附、栗笠、大野、上之郷、下笠の5地区と池辺地区の根古地、大場、瑞穂の3地区が語源となっております。

現在は、瑞穂地区が昭和29年に分離され、五三組合から独立をしております。現在は、

笠郷の5地区と池辺の2地区で五三土地改良が組織されております。

昭和29年の町村合併によって、各輪中の水害予防は養老町に一本化され、五三川はその後岐阜県管理の1級河川となっております。

五三川は、過去は稲作のための用排水が目的の河川で、地域民の生活の一部でありました。しかし、現在では、河川、護岸、道路も整備され、全国でも有名なブラックバス釣りの漁場となって、私が推測するには、年間5万人ほどのバス釣り客が来ており、県内ではトップの釣り場となっております。

昭和34年の大災害以降、徐々に河川改修や護岸工事が進められてきましたが、地元の要望に添うような工事はなかなか進んできませんでした。

しかしここ数年、国土強靱化計画の一環で護岸工事が進められ、特に東部中東から大場橋南までの工事が一気になされております。これは、東部中東の水路でありまして、昨年度整備をされました。これは、現在進められております五三川の希望の道から南への五三川で、両側が全部民地であります。このような蛇籠を置いて民地が崩れないような整備がされております。

これは、大場橋から南への五三川左岸堤でありまして、以前はこの堤防は雑木やヨシが生えていて一切護岸へは近づけませんでしたが、のり面工事と護岸工事がされ、今蛇籠がずっと置かれまして、大場の端から瑞穂の端まで約1.5キロぐらいありますが、3分の1ほどこの工事が進められております。

今、この工事が進めておられる下流がこのような状況でございます。これも下流でございます。

そのような中で、次の3点について質問をいたします。

1点目、今後の五三川改修の年次的な計画はどのようになっておるか。

次に2点目、大代、釜段地内の集落内の護岸につきましては、昭和初期の石積みの護岸で破損がひどくなっていて、その上のブロック積みもひびが入って傾いて、道路が、3メートルぐらいの道路ですが、河川のほうへ30センチほど傾いておるのが現状でございます。これが大代地内の護岸でございます。これも上のブロックがひびが入っているのが現状です。

これらの改修計画は、どのようになっておるかをお尋ねいたします。

また、五三川には、数本の排水路が流入しております。

五三川というのは、大巻土地改良区、釜段土地改良区、小坪土地改良区、瑞穂土地改良区が五三川の下流にあります。一切五三川へは排水はできないという約束事になっておりまして、五三川に排水できるのは、これが大場にありまして下笠排水路です。これは五三川ではありません。このように、のり面の木が川の中へ倒れておるような状況下になっておりますし、また根古地落江といいまして、根古地から五三川へ大代を通過して釜段へ流れておりますが、これらにつきましても、五三排水路ということでありまして、

数本の排水路がありますが、この所有及び管理はどのようになっておるかということと、この排水路の、これも排水路ののり面でございますが、右側は町道であります、崖が崩れて非常に子供たちが湛水期になると川へ落ちると非常に危険な状況になっておるのが、この排水路の現状です。これもそうです。

これらの改修計画は、どのようになっておるかをお尋ねいたします。以上です。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいまの松永議員の御質問にお答えさせていただきます。

五三川の説明をしていただきましてありがとうございます。

私も若い頃、五三土地改良区に出向しておりましたので、現場の写真をを見せていただいて、昔の巡回した記憶がよみがえってまいります。

平成27年度より、主に県単事業によりまして、護岸工事等様々な改修事業が実施されてきたところでございますが、近年は国土強靱化5か年加速化対策、令和3年から令和7年までにより、国の交付金を活用した改修整備計画が県におきまして進められております。

国土強靱化5か年加速化対策による整備状況につきましては、令和2年度と令和3年度の県の補正予算によりまして、細池から燈明橋までの区間、両側約390メートルと南部農道より下流の右岸側90メートル、同じく左岸側の約390メートルにおきまして、堤防強化を目的とした対策工事を実施していただいているところでございます。

令和4年度以降につきましても、国の交付金を活用した対策工事が継続して実施されると伺っておりますので、引き続き県のほうに、早期完成に向けましてしっかりと要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の河川の護岸が破損している箇所の改修につきましては、これも県におきまして既に地質調査及び詳細設計が完了しておりますので、本年から2か年を要する2か年計画という見込みであると、現在工事の発注に向けて進められておるといふふうに承っております。

現在の石積み護岸の部分につきましては、引き続き県と連携しながら、巡視警戒をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目の、五三排水路の管理と改修に関する御質問でございます。

土地改良事業につきましては、土地改良事業により造成された土地改良施設の管理維持につきましては、各土地改良区に行っていただいております。

しかしながら、道路等の公益性及び工事後の事故発生時の責任、並びに組織等の永久的な存続の不確実性の観点から、土地改良事業で整備された施設は、近年町のほうに移譲されることとなっております。

今回の五三排水路につきましては、管理維持は地元五三土地改良区に行っていただいておりますが、岐阜県の西濃農林事務所と事業目的に沿った補助メニュー等がないか相

談を行いながら、地元五三土地改良区とも協議してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 再質問をいたします。

大場橋から瑞穂橋の左岸堤の舗装が4年前に完了いたしまして、現在はこのようなのり面の工事が進められ、蛇籠が置かれておるのが現状で、これが来年度も継続して瑞穂の端まで行くということ聞いておりますが、このようにのり面が整備されますと、ブラックバスの本当にすばらしい釣り場、漁場になって、一層釣り客が来るということが予想されます。

今、漁業組合の決算を見ますと、遊漁料が710万円ほど入っておるということでございまして、釣り客のマナー、最近は相当よくなってきましたが、まだまだペットボトル等、捨てられておりますし、空き缶等捨てられております。

また、地元の一部の苦情を聞いておりますと、無断でトイレを使われる、そしてビニールハウスの中においては無断でそういう行為がされておるといような苦情を聞いております。

駐車場に関しましては、漁業組合が私ども地元大場、また養老町の東部中の東の空き地も利用しまして4か所、漁業組合が確保しておりますし、また民間の方が大きな駐車場を整備されております。

しかしながら、トイレがないというようなことで、今はシーズンオフで、数十人しか釣り客は見当たりませんが、4月から夏にかけて、また秋にかかると、土・日はもう300人以上の釣り客が来るのが現状であります。

ぜひ、行政と漁業組合と連携を取っていただいて、五三川の周辺の環境整備をぜひ考えていただきたいと思っております。これについての考え方をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいまの松永議員の再質問にお答えさせていただきます。

五三川沿いの環境保全につきましては、これまでも地域の方々をはじめ、養老郡漁業協同組合やボランティア活動の方々、商工会青年部の方々の有志によって清掃活動等も行っておられます。大変いろんな方に御協力をいただきながら進めておる次第でございます。

特に漁業協同組合は、年に3回、釣り愛好家の方々と共に清掃を行ったり、また養老警察署による違法駐車等の取締りも積極的に行っているところでございます。

また、職員もボランティア活動という形で、年2回五三川沿いの清掃活動にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、定期的な環境パトロールに努めるとともに、漁協や地域の方々とも連携し

つつ、良好な環境保全活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先ほど言われましたトイレの件ですけれども、やはり場所とか地域の方々、先ほど勝手に人の家まで入ってというお話もございました。そういったことで、設置が可能かどうかも協議する必要もありますので、いろいろと協議を重ねていくという形で進めたいと思います。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 先ほど町長が申し上げられましたが、町民目線、現場主義ということでございますので、シーズンになったら土・日、一遍ぜひ釣り客の状況を見ていただきたいということをお願いして、次の質問に入ります。

2点目の質問、障害者施策についてを質問いたします。

福祉作業所の前身は、2組の親子によって平成5年に若宮に設立された寿幸荘の作業室から授産活動が開始をされました。県の補助金対象になるには5名以上の利用者が必要ということで、約2年かけ5名以上の利用者にして、県の補助金事業を受けることができました。

その後、7年ほどたったときに、所生20名になりましたので、国の認可施設となり、国から2分の1の補助金が出るようになりました。委託先も養老町社会福祉協議会へ移行され、現在の高田駅東の場所で運営をされております。

最大34名まで利用者が増加しましたが、亡くなった方、また転所された方があり、現在は30名の利用者で運営をされております。

その中で、親亡き後の悩みとして、町内にグループホームの設立をとの願いで、県内外十数か所の施設を行政、社協、保護者と共に視察をし、行政、社協の協力の下、自己資金のめども立ち、国の認可が得られ、1棟目が平成27年に、2棟目は平成30年に完成され、20名の利用者が現在利用されておりますが、現在は1名亡くなりまして19名が利用されており、いろんな方々に御支援を受けながら運営をされておりますことを心より感謝をいたしております。

これは、現在の作業所の利用者の年代別でございますが、50代が4名、60代が4名というようなことになっております。

高齢化をしておりますし、またグループホームの利用者につきましても、一番下がグループホームの利用者の年代でございます。50代が1名、60代が4名というのがグループホームの利用者の年代でございますが、この年代になりますと、親の年齢も70代、80代、90代、また親がない方、兄弟が面倒を見ておられる方も2名ほどお見えになります。兄弟もいない方、これはいとこの方が保護者として面倒を見られております。

そのような中で、次の4点について質問をいたします。

1点目、福祉作業所及びグループホームの退所の規定基準はどのようになっておるか。

2点目、作業所、グループホームを退所せざるを得なくなったときに、行き先の次の施設への移行への対応は行政としてどのように考えられるか。

3点目、親、保護者の高齢化が進んで、行政や社協、施設とのいろんな連携が困難になった場合、どのように対応していくのか。

4点目、これはオンデマンドバスに関してですが、利用者の保護者からの要望ではありますが、家から作業所へは毎日決まった時間に作業所へ行き、作業所からまた決まった時間に家へ戻るというようなことになっておりますが、現在では毎日親が連絡をしないといけないというような状況になっておりますが、毎日決まっておるコースを決まった場所へ行くということであれば、1週間に1遍ぐらいの申請でできないかというような要望がございますので、これについての考え方をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 1点目から3点目につきまして、制度上の質問ですので、私のほうから回答させていただきます。

養老福祉作業所は、町が町社会福祉協議会に委託して運営し、グループホームれんげの家は、町社会福祉協議会が運営しています。

福祉作業所は、生活介護施設として、昼間に食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供しています。また、グループホームは、共同生活援助施設として、家族や親族から離れ、自立支援やサポートを受けながら共同生活を送る施設です。どちらの施設も、利用に当たっては障害福祉サービスの自立支援給付の対象で、相談支援専門員が作成する利用計画に基づき、個々に支給決定する必要があります。

1点目の退所基準につきましては、町社会福祉協議会に確認したところ、それぞれの施設の利用契約書には、サービス利用料を滞納し、期限までに支払いがない場合や、利用者が医療機関に長期入院した場合などとなっております。

2点目の退所後の対応につきましては、入院などで通所ができなくなるなど、サービスを受けることができない状態になったときは、他の障害福祉サービスが利用できないかを検討するとともに、将来的な介護保険サービスへの移行も含めて、相談員と利用計画の見直しについて相談していくことが必要です。

ただ、相談員1人に係る負担が増加している現状であるため、西濃地域での委託相談支援事業所や、不破郡・養老郡3町で基幹相談支援センターを共同委託するとともに、障害者本人及び家族の将来的な計画をはじめとする相談支援を行えるよう、令和3年度より町単独で町社会福祉協議会へ相談支援機能強化を目的とした業務の委託を行い、相談支援体制を整備しております。

3点目につきましては、親や保護者が高齢等により判断が十分にできない本人の代わりに財産を守ることや福祉サービスなどの申請や契約をすることが困難となった場合の、いわゆる親亡き後の問題に不安を抱える方も少なくないと思われま

そのような場合、財産を守り、必要な申請等を支援する制度として、成年後見制度があります。成年後見制度については、町社会福祉協議会や地域包括支援センターで様々なケースに対応した相談を受けており、また養老町成年後見制度利用支援事業として、保護者に代わって、法定後見人の申立てや、申立てに必要な費用の助成、後見人の報酬の助成等の支援をしております。

さらに、本年4月より、認知症の方や障害者の方々の権利擁護に対し、司法、福祉等の関係機関と連携を確保する場として、不破郡・養老郡3町による権利擁護支援推進協議会を設立し、成年後見制度に関する各町の実際の困難事例を検討しているほか、弁護士などに専門的意見を求める会議を2か月に1回開催し、町職員のスキルアップを図っているところです。

様々な不安を解消できるよう、制度の周知を行うとともに、相談等の体制を整えながら、安心して暮らしていただけるよう努めてまいりたいと存じます。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 4点目のオンデマンドの先行的な予約のほうは、私のほうから回答させていただきます。

現在、オンデマンドバスは、利用したいときに利用できるよう、前日から当日の30分前の予約を前提として運行させてもらっております。また、令和4年の4月からは、これまでの電話予約以外にも、インターネットによるウェブなんかの予約も導入しながら、生活スタイルに合わせた改良も行っております。

先行予約の見直しにつきましては、限られた運行車両の中で、その予約が取り消されるまで利用できないとか、いたずらなどによる未乗車など、そういったことが想定されますので、今後は利用者の皆様への利便性が図られるよう、費用的な面も含めまして、近隣市町の取組なんかも調査し、先ほどから答えておりますけれども、町公共交通会議や町オンデマンドの検討委員会がございますので、そういった中で議論したいというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 再質問いたします。

やむを得なくなって、グループホームから出なくてはならないということになった場合、現在は障害者総合支援法と介護保険との相互利用の考え方がありますが、65歳になれば、障害者においても介護保険を使う権利が出ると思っておりますので、ぜひ、この障害者支援法から介護保険の利用がスムーズにいくような考え方はどのようにしていったらいいのかということと、もう一点、現在知的障害者、私の近くでも2人の方が独りで生活をされております。

なかなかこういう方につきましては、いろんな役場からの書類が発送されても、理解

がされず、返送が難しい場合もあるかと思えます。また、親が高齢化になって、認知症等になられた場合においては、親にも判断能力がなくなって、親の下へ書類が行っても、またこれ理解がされないというような状況がありますので、役場や社協へ気軽に相談できる窓口対策、特に役場や社協へ来られない方については出張相談というようなこともぜひ考えていただいて、利用者がスムーズに次の施策を利用できるような対策を考えていただきたいと思えますが、これについての考え方をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 2点の再質問をいただきました。

先ほど、将来的な介護サービスへの移行も含めて、相談員等、利用計画の見直しについても、相談していくことが必要であるというふうにお答えしておりますので、しっかりと対応していくということでございます。

また、利用計画のほかにも、10年後とか20年後といった長期的な視野での在り方をあらかじめ計画する、本町でいいますみらいシートの作成を進めていくことによりまして、将来の見通しも立てていきたいと考えております。

2点目の御質問でございます。

確かに相談窓口、お越しいただけない場合もあるかと思えます。お電話の相談も承っております。気軽にお電話をいただきたいと存じますが、今後も先ほど言われました相談者の立場に立った相談ができるように、出張相談も含めまして、限られたスタッフですけれども、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 以上をもって、私の一般質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、12番 松永民夫君の一般質問を終わります。

次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

1つ目の質問として、当町の安全保障問題についてであります。

現在、北朝鮮によるミサイルの発射が相次いでおり、12月10日時点で累計85発、これまでの発射は2019年の25発が最多でしたが、これをはるかに上回っており、これだけでも異常事態であると言えます。

さらに、10月4日には5年ぶりにJアラートが発令され、その1か月後の11月3日にも再び発令されました。

11月18日には、大陸間弾道ミサイル級のミサイルを発射し、日本の排他的経済水域の内側に落下したものと見られています。

12月18日は、再び北朝鮮より弾道ミサイル合わせて2発が発射され、いずれも日本の

排他的経済水域の外側の日本海に落下したと推定されています。

こちらが、県のホームページです。

12月16日、政府は国家安全保障戦略など防衛3文書を改定し、敵の基地などをたたき反撃能力の保有方針を閣議決定、17日の中日新聞にも、安保政策歴史的転換として、岸田首相の会見の内容が載せられていました。

幸福実現党では、2009年より北朝鮮のミサイルの脅威、国防について訴えてきましたが、今現実となってきています。

Jアラートが発令された自治体の住民からは、どこに避難すればいいのか分からない、どう行動すればいいのか分からないなどの不安の声が多数出たと聞いております。もし、Jアラートが本町を対象に発令されても、同様の事態になることが想定されます。

自治体においては、国民保護計画が重要であり、各市町村において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法に基づいて、国民保護計画が策定されることになっております。

国民保護計画では、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。

加えて、国民保護法に基づいて、国が定めた基本方針によれば、市町村は避難マニュアルとして、複数のパターンを想定したものを作成するように努めることにもなっております。

当町でも、養老町国民保護計画が2016年4月1日付で当町ホームページ安全・安心のページにアップされ、誰でも見ることができます。100ページ近い内容が入っています。質問いたします。

1つ目として、本町における国民保護計画において、北朝鮮の核ミサイルが本町またはその周辺に影響を与えることを想定しておられますか。

2つ目として、本町における国民保護計画において、Jアラートが発出された際、住民の避難施設の指定や避難方法は十分に考慮されていますか。

有事となれば、真っ先に狙われるのは東京などの大都市圏です。都市圏の機能が麻痺することではありますが、地方は影響を受けることは必須で、その対応策も必要と考えます。

3つ目として、本町における国民保護計画において、北朝鮮の核ミサイルが東京都など都市部に着弾し、首都機能が麻痺することにより、本町に及ぶ影響を想定されていますか。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 清水議員の御質問に御回答を申し上げます。

1点目と3点目、関連がございますので、まとめて回答させていただきます。

報道により、北朝鮮の弾道ミサイルの発射が今年に入ってから頻発していることは承

知しておりますが、日本の排他的経済水域へ落下するなど、国民の生命と財産の脅威となっております。

あつてはならないことですが、万が一核ミサイルが首都または周辺地域に着弾した場合の影響と、その具体的な対応方法について、国民保護計画では残念ながら想定はしておりませんが、国や県の要請の下、適正な措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、核による攻撃があった場合は、養老町地域防災計画の原子力災害に準じた対策を講じることとなっており、万が一の際には、この計画に基づき、町民の方々の生命、財産を守ることとなります。

続きまして、2点目の質問への御回答でございます。

避難施設及び避難方法についてでございますが、町内施設33か所を有事の際の避難施設に指定しているほか、3か所の地下道も令和4年9月に避難施設に指定されております。

ミサイルによる攻撃が差し迫った場合、住民の皆様には、まずは屋内の堅牢な施設内に避難することと、特に核による攻撃があった場合は、屋外に出ることで放射能汚染の影響があることから、屋内で待機することを国民保護計画に明記しておりますので、再度、これから周知していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 再質問させていただきます。

こちらは、県から出ている国民保護のサイトです。

こちらは、今年11月に更新されたJアラートの概要が絵で示されています。これも県のホームページです。こちら県ホームページで、弾道ミサイル落下時の行動について出ております。

こちらは、内閣官房ポータルサイトに載っている図であります。党のホームページにも、先ほど同様、安心・安全のページに10月11日付で、この絵がアップされるように、内閣官房ポータルサイトに跳ぶようになっております。

もし、名古屋に着弾した場合、爆風と熱風が当町まで届く可能性は高いと思います。先ほども申しましたように、いざ実際となった場合の恐怖と不安は想像を絶するものがあります。備えあればとも思います。

今後、このような情報をもっと町民に周知していくことが大切であると思います。特にこの解説は、とても分かりやすいものであります。多くの町民の方々にどのように周知していかれますか。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

弾道ミサイルに対する住民の避難行動につきましては、町のホームページに掲載しているほか、本年11月の広報「ようろう」にも周知を行ったところでございますが、本町が作成しております国民保護計画や地域防災計画につきましては、町民の皆様へ周知を図るため、既にホームページ等にアップしているところでございますが、先ほども言いましたように、再度周知啓発に努めてまいりたいと思います。

今後は、逼迫する国際情勢を鑑み、国や県等の協力、指導の下、地域住民を巻き込んだ危機管理的な訓練の実施を進めてまいりたいと考えております。

また、緊急時の情報伝達手段となる防災行政無線の整備につきましては、令和3年度までにデジタル化による更新工事を完了したことに伴いまして、本年度は難聴地域の改善にも着手しているところでございます。

情報伝達の選択肢として、代替手段となるメールやLINE、防災アプリなどによる配信サービスの普及につきましても、推進を強化しており、地域での防災訓練における登録の依頼やケーブルテレビによる周知を行っておりますので、再度引き続き、啓発につきましては、しっかりと行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 戦後75年以上が経過した今でも、日本がこうして平和を維持できていることは、大変すばらしいことであります。

こうして、日本が戦後の平和を謳歌できたことは決して当たり前のことではなく、世界に目を向ければ、戦後において多くの地域で戦争や内乱によって人々が苦しんできたこともまた事実であります。

ロシア・ウクライナ戦争が始まり、世界で核戦争の危機も高まる中、平和を維持することは決して簡単なものではないと考えております。

全国では、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練も実施されておりますが、この12月、岐阜県では岐阜市、海津市、可児市で計4件の弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が実施されたと県のホームページに載せられています。

本定例会初日の町長所信表明で、南海トラフ地震を想定して災害に対しても力を入れていくと話されました。実際に町では、地震時の訓練として、8月の最終日曜にシェイクアウト訓練を実施しています。あってはならない有事、最大限取り組んでいただくようお願いいたしたいと存じます。

次の質問に入ります。

斎場清華苑の運営についてお尋ねいたします。

この質問については、松永議員が平成28年と31年に質問されました。私が議員にならせていただく前の定例会ですので、議事録において31年の定例会、拝読させていただき、答弁いただいておりますが、毎月の監査委員からの利用率をお

聞きし、利用率が約30%ほどとかなり少ないことから、今後の運営方針について伺いたいと思います。

葬儀は、愛する家族を送る大切なもので、今まで家族、親族、お世話になった御近所と皆で送り出すという形がほとんどでした。何年か前から家族葬が増えつつありました。それに加え、約2年前からの新型コロナウイルスによる生活様式の変化によって、現在は家族葬、小さなお葬式がほとんどを占めています。テレビやネットの広告も、それが主流になっております。

時折、御近所で葬儀があったことも知らなかったというお話をお聞きすることもあり、葬儀の形態が急激に変わりました。この先、コロナが終息しても、今の生活様式が全て元に戻るとは考えられません。

また、今定例会でも、エネルギー価格の上昇による光熱費の増加の補正がその多くを占めておりますが、町施設を維持していく上において、今までの延長線で考えられない難しさがあちこちに見受けられます。

町の斎場も同じであると思います。

斎場選びをすることは、人生において何度もすることではありません。私も母を送るときに経験いたしました。知り合いに相談し、民間でいたしました。理由としては、施設が新しくきれいであるということ、また入会することで葬儀費用が安くなるというような内容もあったと思います。

町の斎場は火葬までの移動がない、また広い施設であるという利点があるわけですが、その利点が今の町民にとって一番の利点になっていないところが実情ではないかと思われる。

平成31年の答弁では、清華苑の使用料が近隣市町と比較しても非常に高いことに対しては、据置きであるとされました。これに対して、例えば火葬費を微増し、使用料を同じく減額するなどのようなことも考えられます。

加えて、これまで以上に柔軟なサービスの提供を可能にするため、調査・研究も進める、御遺族の安静を願うふさわしいところとして、今後ともその思いに寄り添った養老町斎場清華苑の運営に努めるとも答弁されました。

民間であれば、様々な工夫をされ、利用促進に努力されております。例えば、花いっぱいプラン、オリジナルムービーなど、御遺族の願いに応えるようなものがそれに当たるのではないかと思います。

現在、斎場東館の改修工事が終わり、告別式場、遺族控室、待合ロビーの床・壁紙が貼り替えられ、内装がとてもきれいになりました。空調も新しくなりました。

葬儀の形態が変わったことにより、身内以外の葬儀に参列するということが少なくなるため、実際に町斎場を見に行くという方も少ないと思います。

斎場についての問合せは、役場担当課や斎場事務室でできるようですが、今後はさら

に実際に使用された方の感想も選択の要因になるとも思います。

町にとって大切な施設です。これらも含め、少しでも利用が増える斎場になるような、収支のバランスが少しでも向上するような工夫はできないものでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

清華苑の運営におきましては、以前から多くの課題や改善点につきまして、御指摘をいただいているところでございます。

特に葬儀式等、社会的変化による式場の利用の減少と施設の老朽化に伴う改修費用等の増加という点でございます。

まず、施設の利用状況につきましては、火葬件数と斎場の利用関係では、平成29年度には、火葬389件に対しまして、斎場の利用者が181件で、利用率が47%となっております。令和3年度では、火葬が399件に対しまして、斎場の利用者が122件、利用率は31%となり、数年で16ポイントの減少となっております。

次に、斎場の使用料の収入の状況でございますが、平成29年度は約3,500万円ございましたが、令和3年度では1,800万円と減少傾向にございます。

また、昨今は葬儀式等の在り方もこれまでの一般葬から、言われますように御遺族や身内、親族のみで執り行う家族葬での葬儀式が多く行われております。私も3度喪主を務めておりますので、そういったところは十分理解はしております。

これらの状況から、今後、斎場施設の利用を促進させるためには、近隣市町との均衡を図りつつ、施設利用料の見直しや、施設の利用体系の見直しが必要であると考えております。

また、平成7年に施設が開苑して以来、27年が経過し、屋上の防水、火葬炉の修繕など、老朽化に対応した改修を計画的に進めていく必要があるとも思っております。

なお、本年度は、先ほど言われましたように、東館の内装改修工事や斎場空調機器の改修工事を実施しております。

町といたしましては、安心して施設を利用していただけるよう、業務の改善に取り組んでまいりたいということで、利用料、使用料等の見直しなんかも内部でしっかりと検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） お通夜や葬儀は、故人の死を悼み、亡くなった方にあの世への導きを与えるための大切な儀式であります。町民の方に選んでいただける業務改善の取組をお願いいたし、私の一般質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、1番 西脇康君。

○1番(西脇 康君) 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき、質問いたします。

町長が就任挨拶で語られた、子育て支援充実につながる小・中学校の学校給食の現状を踏まえた今後について、3点質問いたします。

1点目は、給食費の無償化です。

コロナウイルスの影響や、円安、ウクライナの問題等による物価高騰は、社会及び経済活動において大きな打撃を受け、子育て世帯の負担が増大いたしました。

学校給食は、児童・生徒の健やかな育ちを支える重要な機能であります。このような状況下で、子育て世帯の学校給食費の負担軽減や不安を和らげ、安心して子育てができる対策として、また少子化対策や移住促進など、地域の活性化につながる小・中学校の学校給食費の無償化についてお伺いいたします。

2点目は、給食調理施設の今後についてです。

現在の各小・中学校の調理施設の現場は、施設や調理器具等の老朽化が進み、調理室の皆さんの調理環境も非常に厳しいものがあり、この中で毎日たくさんの給食が作られています。

食材のロスをなくし、調理員の成り手不足の問題を解決のために、今年度から拠点方式が養老小学校を連携に導入されましたが、その検証成果と今後の他の学校への集約、拡充は考えておられるのか伺います。

3点目は、コロナ禍の中、3年がたち、給食時・配膳時におけるコロナ対策の緩和です。

現在、給食棟で一堂に給食を食べられている学校は4校、教室での食事は5校であります。これは笠郷小学校の給食棟で、窓のほうに向けて食事をしている写真であります。

会話を楽しみながら食事をする。いまだに普通のことできない現状ですが、感染リスクに配慮し、児童・生徒全員の前後の手洗いを徹底し、会食時は飛沫を飛ばさないように、向き合わせをしない、会話を控えるなど、対応が行われていると思いますが、いつ終わるか分からないコロナ対策、段階的に緩和される予定だと思われませんが、ウイズコロナからアフターコロナに向けた段階的な緩和策をお伺いいたします。

○議長(大橋三男君) 中島教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長(中島恵美君) 西脇議員の御質問に回答いたします。

1点目の給食費の無償化における学校の現状に関わる部分と、2点目、3点目につきましては、私のほうからまとめて回答させていただきます。給食の無償化の見解につきましては、町の施策に関わることでありますので、私の回答の後に町長から回答させていただきます。

初めに、1点目の学校の現状について御回答いたします。

学校給食法第11条では、給食費のうち食材料費は保護者負担とし、施設設備費、修繕費、人件費等は学校設置者が負担することと規定されています。

学校給食費の負担の軽減について、文部科学省は、学校の設置者の判断により、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担の軽減を図ることは可能であるとの見解が示されています。

本町では、給食費として現在、小学校1人当たり月額4,500円、中学校は月額5,300円を保護者に負担していただいています。ただし、経済的に困窮している保護者を支援する制度として、準要保護者に対し、町が給食費を全額補助する就学援助制度がございます。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、国と町においてそれぞれ4分の1を補助する特別支援教育就学奨励費により経済的負担を軽減しています。

また、現在、本町では、食材等の物価高騰に直面する学校給食費の保護者負担を軽減するため、学校給食のデザートを公費負担し、質や量の安定した学校給食の提供ができるよう、子供たちの食への楽しみを支援する取組を行っております。

続きまして、2点目の給食調理施設の今後について、御回答いたします。

本町の学校給食は、本年9月から養老小を拠点とし、養老小、広幡小、上多度小の3校分の給食を作り、広幡小、上多度小へ配送するという給食施設の拠点校化を導入いたしました。拠点校化がスタートし約4か月が経過しようとしています。老朽化した給食施設の改修に加え、空調設備や調理器具等の備品を整備したことにより、施設環境が改善され、調理員が働く環境において大きな影響を及ぼしたものと考えます。1校に集約することにより、効率的な食材を購入することができ、かつ安定した調理員の配置体制が図れるなど、自校給食のよさも残しつつ、子供たちに安心・安全・安定した学校給食の供給ができているものと考えます。

今後、拠点校化された養老小、広幡小、上多度小の3校の児童や保護者、調理員に対し、拠点校化についてのアンケート調査を実施してまいります。残る学校の拠点校化につきましては、アンケート調査の結果を踏まえ、効果検証を行った上で、今後の拠点校化の方向性について、慎重に協議してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の給食時・配膳時におけるコロナ対策について、御回答いたします。

11月25日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針が変更されたことに伴い、12月8日付の県からの通知による新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営についての内容の一部が変更され、学校給食については、これまで続けてきました黙食について、会食時には飛沫を飛ばさないよう対面ではない配席とし、大声での会話を控えること、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において児童・生徒の間で会話を行うことも可能とし、これまでの黙食の重要性を緩

和する方向に変更されたところでございます。

コロナ禍が長期化する中、児童・生徒の成長や発達への影響が懸念されることに加え、オミクロン株の特性も勘案した上での判断ですが、今もなお、飲食時の感染リスクが高い傾向にあることには変わりありません。黙食を緩和することに対して、不安や心配を抱く児童・生徒や保護者がいること、また中学生においてはこれから高校受験の大事な時期を控えているなどといった状況を鑑み、依然として予断を許さない状況であることから、本町では、全校において、現在も引き続き黙食を継続しています。

学校給食は、学校生活において子供たちの楽しみの一つであります。黙食を継続する中で、児童・生徒の心が閉鎖的にならないよう、給食中は音楽を流し、落ち着いた雰囲気の中で食事を取ったり、司書による読み聞かせ放送の実施、友達のよさを紹介するよさ見つけを放送するなど、各学校において様々な取組の工夫をしています。

全国的にも感染者が増加傾向にあることに加え、飲食時の感染リスクを鑑みると、現状では全校がランチルームに集まったの大勢の給食はまだまだ難しい状況であり、慎重な対応を要すると考えます。

本町におきましては、感染状況の動向を見ながら、当面の間、学校給食の黙食を継続してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 給食費の無償化についての見解を申し上げたいと思います。

給食費を無償化にすることは、子育て支援策として保護者の経済的負担の軽減をするメリットがございますが、無償化を実施するとなると、本町では約数億円を超える経費がかかることから、財政負担が大きく、継続的に財源を確保することは少し難しいかなというのが現状でございます。

さきに局長が回答いたしました。就学援助制度や特別支援教育の就学奨励費の経済的負担を軽減する支援策と、今年度は地方創生のコロナ対応の交付金を財源として使っておりますが、学校給食のデザート費を公費負担にする支援策につきましては、今後も一財で継続してまいりたいというふうに考えております。

無償化につきましては、完全無償化にすることは現状非常に難しいと考えますが、段階的にお話しさせてもらっておりますけれども、給食費の一部を段階的に公費負担する軽減措置について、しっかりと検討してまいりたいと考えておりますし、令和5年度の予算にはぜひ組み込みたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

〔1番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 再質問させていただきます。

現在、円安やウクライナ問題で、町内農家等は肥料の高騰、飼料の高騰などで経営が大変な農家がたくさんおります。

そんな中、生産農家の援助ができるような、町内で生産されている農畜産物等を学校給食の食材として使用していただくとともに、地産地消の推進を提案いたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 西脇議員の再質問に御回答申し上げます。

地産地消ということで、やはり地域の方の生産者支援というのは大変大事ではないかなというふうに考えます。本町におきましても、JAと連携しながら、町内産の野菜を使用した献立を月に数回程度提供しております。

また、地産地消の推進のため、JA西美濃さんのほうからはあぐりんブックのほうも寄贈していただいております。児童・生徒のそういった地産地消の啓発にも取り組んでおります。

毎月の食育の日には、各地域の全国の郷土料理を提供したり、年1回、本町の郷土料理として、ふなみそや馬肉を利用したさくら御飯なども提供しております。七夕やひな祭り、クリスマス、冬至、節分等の年行事には行事食を提供するほか、リクエストメニューといって、各学校で児童・生徒の投票を行い、人気のメニューも提供しております。また、絵本に出てくるようなメニューを再現したメニューを提供するお話給食も行っております。

学校給食における地産地消は、新鮮で安心なものが食べられる、また旬のものを食べたり使用したり、郷土料理を味わうことができるだけでなく、地域の自然や文化に関わる理解が深まり、生産に携わる人々の努力や食への感謝の気持ちが育まれることから、今後、より一層の地産地消を推進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 我が町の基幹産業、観光資源でもあるのがお肉です。

先ほど町長からの回答にもありましたリクエストメニューでも、恐らくステーキや焼き肉といったリクエストもあるかと思います。

学校給食に肉の日を設定してもらうなど、給食を通じて食の大切さ、つくり手の皆さんへの感謝、会話の楽しみなど、当たり前のことを再認識し、笑顔あふれる給食が戻ることを願い、質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、1番 西脇康君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時5分といたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

なお、11番 田中敏弘君が自席に戻られましたので、御報告をいたします。

それでは、一般質問に入ります。

13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき2点で質問をいたします。

1点目は、新食肉基幹市場建設候補地について伺います。

まず最初に伺いたいのは、広報「よろう」ナンバー783号（2022・12月号）で記載された12ページの内容は、正確さを欠くのではないかということです。現時点で養老町沢田地内、岐阜製油協業組合及びその周辺と言い切るのが町の見解でしょうか。

2点目は、協議会での候補地決定までの経過についてです。

協議会での審議内容を厳しく規制し、議長経験者以外の議員には10回の審議に付された資料は一切配付されませんでした。さらに、協議会委員には情報漏えいを徹底し、協議会ごとに徹底した情報規制がしかれました。8回目から傍聴が認められましたが、傍聴要綱の条文に、知り得た情報を外部に漏らさないことを条件に傍聴を認める町の姿勢は、時代の要請に逆行しています。

13人の議員には情報隔離の中で候補地の議論が進められ、このことは行政として一番大切にしなければいけない議員平等の原則に反するとの認識はなかったのでしょうか。協議会に出席できない議員への配慮をどうお考えだったのでしょうか。

さらに、候補地を13か所から4か所に町が絞り込んで協議会に付されましたが、なぜ全候補地を対象にしなかったのでしょうか。

3点目は、進捗状況についてです。

現時点で地元説明会や地権者への説明及び今後の計画について伺います。

さらに、建設用地取得に係る予算的な議会への対応について伺います。

12月議会に補正対応もある旨の町の発言も聞き及んでいましたが、ありませんでした。新年度予算にはどの程度の予算額を検討されているのでしょうか。

4点目は、地元への対応についてです。

町が言う地元とは、養老地区18地区でしょうか。また、社会を形成する上でとても重要な施設である斎場やクリーンセンター、終末処理場などと同じく、食肉基幹市場も全国的に行政は住民の理解を得ることに多くの努力を要します。環境の変化に戸惑い、子や孫の世代を考えるからです。いわゆるこれまでの環境が大きく変わる住民の具体的な対策は講じられているのでしょうか。

さらに、建設予定地の対象地区からの要望や意見への対応です。ここがとても重要になってきます。

担当課以上に地域の代表の方々は、多くの覚悟が要ることを町は察していますか。代表の方々は、地区住民の様々な声が連日連夜直接届くわけです。自分の地区に新食肉基幹市場が建設されてよかったと思いながら平穏な日常生活を送っていただくための対応

です。お考えをお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問に御回答させていただきます。

まず広報「ようろう」での内容についてでございます。

養老町食肉基幹市場建設整備推進協議会の中でいろいろと検討され、建設候補地として決定したことを受け、広報にお知らせさせていただいたと伺っております。

2点目についてでございます。

協議会設置要綱には議会からの委員数については13名以内として、これに基づきましていろいろと議会で7名の方の選出に至ったと認識をしております。議会への協議内容の報告につきましては、議会全員協議会において議長さんから報告されております。あわせて途中経過につきましては、担当室、担当課のほうから説明も行わせていただいております。

また、令和4年度第3回協議会からは傍聴が可能とされておりましたので、情報を隔離したということではございません。

候補地決定までの経過についてでございます。

協議会では町内全域から選定した13か所をお示しした上で、いろいろとスクリーニングによる評価によって最終的に3か所が有力な候補地となることを説明し、今後絞り込んだ3か所の候補地と現食肉事業センターを加えた4候補地について比較検討を行うことに了承していただきました。

進捗状況についてでございます。

協議会での候補地の決定後に養老地区の区長会長さんと調整を図りながら、建設候補地の地権者の方々、養老地区の区長会、養老地区の区長会長から指定された5地区、沢田、桜井、上方、五日市、竜泉寺の役員の方々へ候補地が決定した経緯の説明及び、施設が建設されることに対する御理解、御協力をお願いする旨、順次説明を行っております。

今後は、地区役員さんなどの方々において御理解が得られれば、養老地区の区長会や地域住民の方々へ向けて、近代的で高度な衛生環境を有した先進的な施設、受入先がなかなか今、コロナ禍で相手さんの対応もありますので、先進的な施設の見学も予定してまいりたいと考えております。

引き続き養老地区の区長会長さんと調整しながら、地域住民の理解、また醸成に努めてまいりたいというふうに思いますし、説明会も行ってまいりたいと考えております。

予算的な議会の対応についてでございます。

現在、補償算定に伴う予備調査につきましては、10月補正におきまして予算計上をしておるところでございます。今後においては、建設される住民の方々へ御理解が得られるよう説明を行っている段階ではございますが、あくまで予定であります。協議会にお

いてお示しします全体スケジュールを考慮しますと、令和5年度には用地取得、用地測量、補償算定、不動産鑑定、地質調査に必要な業務を予算計上してまいりたいと考えております。

今後におきましても、事業推進に係る費用につきましては議会へ上程してまいりますので、十分な御審議をいただきたいと考えております。

行政による地元は養老地区何か所かという御質問でございます。

養老地区の区長会長と調整の上、養老地区の区長会に事業概要を説明させていただいたところではございますが、建設候補地である沢田地区、そのお隣にある桜井地区が対象地域の地元説明の地区と考えております。町民の皆様には状況を見てお知らせしていきたいと考えております。

新施設に建設される周辺地域への生活環境に対する影響などについてでございますが、該当地域にとって何が懸念されるかを把握し、その対策に努めてまいりたいと考えております。

あわせまして、食肉関連産業はもとより食育、観光振興、商工振興など地域の活性化に資するような施設、当然イメージアップを図るとともに、地域住民にとって施設が建設されてよかったと思われるような施設となるよう、運営会社であります株式会社岐阜県畜産公社と一緒にあって施策を展開してまいりたいと考えております。

対象地域からの要望や意見等の対応でございますが、これまでの養老地区区長会並びに地区役員の説明会の折に周辺地域への生活環境に与える影響についての要望や、新施設の建物がどのようなものかという御意見を既にいただいているところでございます。今後も地域の皆様の御理解を十分お聞かせいただき、新施設の建設に対して反映できるよう努めてまいりたいと考えております。御要望いただく内容によっては、建設される建物や施設を運営する会社に大きく関わってまいりますので、当然、岐阜県食肉基幹市場の建設促進協議会と情報共有しながら意見が反映されるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問を行います。

1点目は、寄せられる町民の方の声で一番多いのが、国や県の公共事業に引っかかり、営業している民間会社が立ち退きを余儀なくされるのなら分かるが、27億の補償費を町が用意して候補地にしようとするのはどう考えても納得できない。また、民間会社の売りたいという意向が事前に町に伝わっていたのではないか、町が付度したのではないか、それなら初めから出来レースではないか。また、坪幾らの買物をするのかというふうな内容です。これにはどうお答えされますか。

2点目は、町が13か所を公務として検討した候補地です。全候補地を公開し、メリッ

ト・デメリットを本当に提示したのでしょうか。

また、議長経験者以外の議員への資料提示への配慮は、今後の施策においても検証すべき問題であり、町の課題として考察していただきたいと思います。このことへの見解をお聞かせください。

3点目は、地域住民の環境が変わることを開示するために、建設用地取得と同時に同じスタートで、この施設をいかに町にとり、地域にとり魅力的な市場にするかを今から考えることです。しっかりとした根拠なく観光や地場産業の発展に寄与するという机上の空論ではいけません。例えば基幹市場を起点とした産業振興に関し、町内資源に着目した6次産業化の検討も企業誘致より先に検討する価値があるのではないのでしょうか。

医療、介護、福祉は住民がいる限り絶対に逃げない需要であり、ここに着目し、基幹市場と連動した施策に展開できないのでしょうか。営利・非営利を問わず、町内の事業者と時間をかけて育てる視点は、まちづくりビジョンとの整合性があると考えます。官の持つ様々な制度を掘り起こし、地元住民に具体的に発信していただきたい。いかがでしょうか。

そして、13か所が協議会に提示されたことを私は今知りました。協議会に参加していない議員は、その事実さえ承知していないんです。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず候補地の選定について、民間の企業者から買ってほしいと、そういうような内部的なお約束等は一切ございません。施設用地として建設できる諸条件を基に、本町の食肉基幹市場建設整備推進協議会において、これはメンバー、議員の方々、商工会長、観光協会長、食肉事業者の方、あと区長会の方、そういった方が入っておりますけれども、候補地として最も適している場所として選定されたものでございますので、会の意見として尊重してまいりたいというふうに考えております。

先ほど27億の補償費と言われましたけれども、これも協議会の中でなかなか金額提示はできません。今後、詳細設計、いろいろな形で基本設計をやっていく中でお示したいというお声はこちらのほうから言いましたけれども、どうしても費用額、分かる範囲で結構だということで、職員がいろいろ苦して出した金額だということでございます。こういった金額が独り歩きしますので、町のほうは補償額、事業費ベースの概算は控えておりました。

2点目でございます。町が検討した場所13か所等のメリット・デメリットを提示すべきではなかったかという御質問でございます。

協議会の設置要綱には、先ほども言っておりますけれども、議会からの委員の数13名以内としておりまして、これに基づきまして7名の方が選出されたと認識しております。

また、先ほども言いましたが、議会全員協議会の場で説明されているものということ

ですので、課題があったという認識はございません。

3点目のそういった様々な意見を集約しながら6次産業化等の御意見をいただきました。おっしゃるとおりでございますけれども、10年、20年を見据えた本町の産業がどう発展していくかという考えの下に、やはり岐阜、関のと場を養老町のほうでということできろいろと苦心されて、今の計画に至ったというふうに認識をしております。

食肉関連産業はもとより食育、観光振興、商工振興など地域の活性化に資するような、また地域の皆様にとって食肉基幹市場が建設されてよかったと思えるような施設になるように、地域の皆様、また運営会社である株式会社岐阜県畜産公社と一緒にって施策を展開してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 最後の質問になります。

町民の行政への揺るぎない信頼があります。協議会で決定された岐阜製油協業組合及びその周辺がその信頼に応える候補地と、胸を張り町長は言い切られました。

それではお尋ねします。

協議会の中で営業している民間会社がもし売らないということであれば、そのような確認は取れているのかというふうな内容の質疑は協議会委員の中からあったのでしょうか。

また、養北こども園の建設用地へ多額の補正を議会が認めざるを得なかったことに、町民の議会の監視権の低さを指摘されました。建設候補地に43億を費やすことは、長期の起債を発行する、公共料金を値上げする、各種補助金や助成金を削減する方向で改正する。特別職職員、議員の給与を減らす、各課に前年度比何%削減を指示する。一方、歳入を増やすには生活に困難な町民への税に対して厳しく納税するよう取り立てる、ちよっと言葉はあれですけど取り立てるといふようなことが浮かびます。まして43億円が1億単位で膨れ上がることは、町民の町政への失墜行為です。

また、協議会の候補地決定は投票で決定したと聞いています。全会一致で決定されたのか否かの記述が広報「ようろう」にはありません。一人一人の委員の意思判断を尊重する立場にある町が投票結果を明記しない記述は、民主主義の理念が問われます。ホームページで書き直した点も確認していますが、多くの町民は広報の内容で、あっ、岐阜製油にもう決まったんだというふうな周知の誘導になるのではないかと私は思っています。次号にこの点をおわびする掲載を求めるものですが、いかがお考えでしょうか。

次に、7ヘクタールを43億で買うと坪単価20万2,714円、うち補償費が概算で27億という数字が出ていますので、本来なら補償費がない坪単価は7万6,000円です。12万6,714円の補償費、大変大きな買物です。土地の取得には国や県の交付金や補助金は一切なく、全て町で充当しなければならないと聞いています。令和3年度の一般会計の決

算額は、歳入決算額139億2,792万1,916円です。年間予算の3割以上が充当される内容です。

さらに、コロナ禍や国際情勢の悪化で物価高騰などにおいて、町内でも残念なことに、飲食店舗を閉店したり中小企業を廃業したりというふうなことが11月、12月に入ってから聞いています。町は、候補地が本当に決定したと認識する条件をお聞かせいただきたいと思います。

ごめんなさい、3回目でした。すみません。

町として養老地区区長会に説明されただけです。各区長さんたちは、各区の住民に説明する時期や内容に苦慮されているのではないかと察しています。協議会や議会に情報漏えいや規制をしながら、まだ地元住民に賛成の合意がない中、広報で決定しましたと周知するのは、先ほども言いましたが誘導周知です。町の勇み足そのものではないでしょうか。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えします。

確かに最終確認は取れたかと、先ほど言われました民間企業者の方ですけれども、推進協議会の場にお越しいただいて、協力してもいいというようなことはおっしゃられたと私は伺っております。私自身、申し訳ございません、聞いておりませんが、そういったことで、確かに坪単価は高いというふうに思います。そういった中で、最終候補地に決まれば、最終候補地としてきちっと交渉しながら、当然きちっとした形での詳細設計等である程度の金額というのは出さなくてははいけません、しっかりとその辺はいろんな方の意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

おっしゃるとおり町民の方の血税ですので、その辺はわきまえておるつもりでございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2点目は、町立図書館、学校図書館について伺います。

全国公共図書館協議会は、2012、2013年度の2か年計画で公立図書館における危機管理、震災対策などに関する調査・研究に取り組み、2014年3月、公立図書館における危機管理、震災対策などに関する報告書を公表しています。これは、2011年3月の東日本大震災以降、各方面で危機管理の必要性、重要性が言及され、危機管理マニュアルの作成や改定、防災対策の見直しが検討されるようになったからです。

報告書によると、被災経験のある公立図書館は47都道府県のうち18自治体、38.3%、市区町立図書館では1,269自治体、24.7%、被災直後の図書館は散乱し、転倒した資料、書架など想像を絶する状況下であったことが推察されるところとしています。

スクリーンを御覧ください。

皆さんも御承知のように、これが養老町の2階の一般図書の書架の状況です。私の調べでは76棚、書架の高さは220から230センチメートル、本の高さで天井すれすれの状況です。書架と書架の間は160センチ、震度の高い揺れで利用者が間にいたら、圧迫死亡につながるのではないかと危惧されます。1階の児童図書の書架にも高い書架で190センチあり、大変危険な状況ではないでしょうか。

災害時に対応したマニュアル作成や図書館資料の落下防止の書架は、アンカーで床に固定され、どれぐらいの震度に耐えられるのでしょうか。利用者の安全を確保した町立図書館として運営されていますか。

2点目は、町立・学校図書館の予算と蔵書数について伺います。

担当課の報告では、令和4年度11月末で図書利用カードの登録数は1万6,438人とのこと。川地町長、森島教育長を含め議場におられる全ての方が登録され、図書館貸出しを利用されていると思っています。乳幼児から高齢者まで、特にコロナ禍において図書館の貸出しは、町民の情報収集や知識の入手など、文化的基盤を保障しています。しかし、蔵書数は令和4年3月末で児童書3万4,941点、一般書は6万8,343点、図書購入予算でも昨年度で約430万円です。ちなみに2014年の同質問時では320万円でしたので110万円の増額になっていますが、それでも近隣市町に比べると大変少ない予算額です。

調べてみました。昨年度決算図書購入額です。

垂井町783万、関ヶ原町267万、神戸町507万、大垣市1,600万円、そして墨俣・上石津それぞれ図書購入費として220万、揖斐川町350万、池田町1,199万9,000円、海津市286万円です。海津市と池田町は今年度予算額です。

2014年9月の一般質問で、前並河教育長も平成25年度予算では、県内34市町村で下から7番目、人口1人当たりの図書費としては下から3番目で、文科省から出されている公立図書館の設置及び運営の望ましい基準に照らし合わせても、他市町の状況から判断しても現状を改善していく必要があると答弁されています。

次いで、学校図書館の蔵書数及び予算額ですが、個人からの寄附などもある学校もあります。各小・中学校への予算基準について伺います。

3点目は、町立図書館は建設から31年が経過しました。蔵書収容能力は7万冊とした図書館ですので、既に3万3,284冊が収容能力を超過しています。図書館を旧町民プールに移設することを提言します。

あわせて老朽化している児童館、狭隘で借地料が発生している保健センターなども合わせた複合的な施設として、魅力的な要素を生かした中で検討できないかの見解を伺います。

4点目は、学校図書館の日本十進分類法分類から小・中の児童・生徒の興味や関心を学ぶ教科・科目などの分類方式の移行について、教育委員会の見解を求めたいと思います。

○議長（大橋三男君） 西脇生涯学習課長、自席答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 水谷議員の御質問について、1つ目と2つ目、3つ目の図書館の移転について、私のほうから答弁させていただきます。

図書館に設置してあります書架については、床や壁に金属などにより固定されており、地震などによる転倒対策は施されております。どれほどの震度に耐え得るか明言することはできませんが、これまでの最大震度4程度にも転倒することはありませんでした。大きな揺れにより書架から図書が滑り落ちることもあり、書架に落下防止の装置を設置することも考えられますが、利用者の図書の取り出しや閲覧などに不便をおかけすることもあり、施されておられないのが現状です。

書架の上部に図書を配架していることについては、利用者にとできるだけ多くの図書を閲覧していただけるようにしたものでありますが、高所からの図書落下の危険性もあると考えられます。図書落下防止の事前対策として、早急に滑り止めシートなどを施し安全を確保するとともに、書架上部の開架図書についても見直し、検討してまいります。

2つ目の学校図書館の予算と蔵書数についてです。

学校図書館の蔵書数については、広幡小7,000冊、ほか6校の小学校についてはおおむね1万冊、高田中学校では1万6,000冊、東部中学校では1万2,800冊であります。学校図書の予算については、児童・生徒数による学校規模に応じて毎年度、各学校に予算配分をしております。

3つ目の図書館の移転については、図書館は町民会館とともに中央公民館に併設されており、町が所管する社会文化施設が集約されております。町民の施設利用や今後の長期的に施設を維持管理するにも効率的であり、図書館の移設につきましては現在のところ検討しておりません。図書館の利用者が安心・安全、快適に利用できるよう引き続き取り組んでまいります。

○議長（大橋三男君） 藤田特命事項推進監。

○特命事項推進監兼総務部税務課長（藤田勝彦君） すみません、3点目の質問のプールの利活用についてですが、旧町民プール施設の利活用につきましては特命事項として協議しておりますので、議員の御提案の利活用につきましては私のほうから回答させていただきます。

本年3月に廃止いたしました町民プール施設の利活用につきましては、昨年8月に各種団体からの推薦委員6名、公募委員2名、町職員3名で構成する養老町公共施設検討会を設置し、利活用の方針について協議してまいりました。基本方針としまして、本館部分に公共施設の集約による利便性の向上、サービス事業の拡充及びコスト面等を考慮した上で、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び老人福祉センター機能の移転を柱に検討することといたしました。ドーム部分につきましては、地震等災害時の物流などの防災拠点としつつ、本館業務の拡充活用が幅広く可能となるよう検

討することとしております。

議員御提案の利活用方法につきましては、総合的な保健福祉施設としての検討をしており、保健センターにつきましては柱の一つと考えておりますし、親子や児童・園児への対応施設としての協議はこれからと考えております。

今後は、基本方針につきましては、養老町地域福祉計画策定委員会などでの協議を踏まえて、町としての最終方針を決定していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 中島教育委員会事務局長、自席答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 水谷議員の4点目の御質問に対しましては、私のほうから回答させていただきます。

現在、学校や町立図書館では、日本十進分類法による図書の分類と整理・展示を行っています。小学校2年生の「図書館たんけん」という単元で、分類について児童に指導し、その後、毎年読書週間の期間に繰り返し指導していきます。この狙いは、日本全国どの図書館に行っても自分が読みたい本、調べたい本を探し出し、活用する力を育てることです。

一方で、議員御指摘のとおり、児童・生徒が本に興味や関心を持つことができる図書館経営は大切です。とりわけインターネットやICT機器の活用が高まる中、文字離れ、本離れが進んでおり、今こそ児童・生徒に本を読むことの大切さを伝えたいと考えるからです。

この課題を踏まえ、本町では学校図書館に特設コーナーを設けて、児童・生徒の興味や関心を高める取組をしています。

国語の文学教材では、学習する時期に合わせて作者の関連図書、同一テーマの関連本等を表紙が見える形で展示し、活用しやすくしています。また、社会科や理科、生活科では、単元の学習に合わせて調べ学習ができるように特設コーナーに配置しています。

児童・生徒は、本を手にとって借りたり、別の本を書架に探しに行ったりします。こうした児童・生徒の学びに対応した図書館経営は、町費で学校に配置されている図書館司書が担当教員と相談して準備し、充実を図っています。児童・生徒の関心を高める上で効果的です。

今後もこれらの取組を充実させて児童・生徒の本への興味や関心を高めるとともに、日本十進分類法による図書の分類と整理・展示は継続し、将来にわたって図書館を活用する基礎を育んでいきたいと考えています。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 図書予算に対する答弁がなかったように思いましたので、もう一度その点をお答えいただきたいと思います。

再質問に入ります。

保健センターは借地です。その周辺の駐車場も借地です。

担当課長にお尋ねします。年間の借地料は幾らですか。

2点目は、特命事項推進監にお尋ねします。

先ほどの構想案に伴う旧町民プールの再オープン年次のめどをお聞かせください。先送り先送りで、その事業がなかなか実を結ばなかったというのは旧養老女子商業高校跡地もあります。しっかりとしたオープン年次を検討の上、先ほど説明していただいたのでしょうか。

3点目は、図書館の移転はしないとの答弁ですが、書架は震度4以上は耐えられるというふうに思いますが、近年、震度7強もあります。具体的なマニュアルや、また図書館における避難の練習といますか、訓練といますか、どういうふうに行われていたのか、これからどう考えていくのか、お尋ねしたいと思います。

利用者の安全確保、本当に真正面に取り組んでいただきたい。長期的、すぐに改善に必要性というのを上げながら図書館の機器管理のマニュアルを作成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、町民プールの構想に基づき乳幼児や児童・生徒のにぎわいの集まりになるというふうな答弁にも聞こえましたが、旧町民プールにおける書架の充実についてのお考えもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 最後の町民プールにおける書架の考え方ということでございますので、その点は私のほうからお答えさせていただきます。そのほかは、担当局長及び課長からと思っております。

プールにつきましては、先ほど特命監が少し申し上げましたが、総合的な健康福祉施設にしてはどうかということで、これはもう本当に1年いろいろと協議した中でという計画でいろいろと進めたいというふうに思っております。

その中で、当然図書施設というのは大事ですので、そういったところにも入れてはどうかとは思っておりましたが、逆に今度はいろんなところに、例えば同じ本なんかは購入できませんので、できれば今のところに集約したほうがいいんじゃないかなといういろんな意見もありましたけれども、この中でそういったものも、福祉の分野ですので、地域福祉計画の策定委員会のほうで議論していただきますので、そういう図書といったものも提示しながら議論はしてもらいますけれども、意見をその中に集約して検討はしていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（大橋三男君） 西脇生涯学習課長、自席答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 水谷議員の図書館の避難についての報告をさせていただきます。

図書館の避難マニュアルについては町のマニュアルと同様に考えており、特に避難訓

練等は現在のところ行われていないのが現状であります。マニュアルを含めて今後、中央公民館と同時に避難訓練等を実施したいと考えます。私からは以上です。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 保健センターの借地料についての御質問があったと思いますので、保健センターの借地料につきましては年間110万ほどであります。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 藤田特命事項推進監、自席答弁。

○特命事項推進監兼総務部税務課長（藤田勝彦君） すみません、町民プール利活用の事業計画はということのお尋ねだと思いますけれども、基本的に今協議が始まり、これから専門的な打合せをさせていただきますので明確な予定があるわけではございませんが、なるべく速やかにといいことで、これから進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 中島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 失礼します。

学校図書の予算につきましては、均等割に児童・生徒数、学校規模によりますが、その児童・生徒数に0.5を掛けるというその算式がございまして、それに当てはめて配分をしていきますと、大体小学校、中学校合わせて約300万円の図書の予算額ということになります。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 借地料の関係ですが、保健センター本体で年間197万703円、中央公民館の駐車場、いわゆる養老小の北側82万3,128円、中央公民館の三角地で24万7,377円、約2,100万以上の年間の借地料を町が地権者にお渡ししているという状況の中で、公共施設の統廃合なども含めた中でこの事業も先進的な事業になるような気がいたしますので、そういう観点でも今後検討していただきたいというふうに思っています。

最後になりますが、川地町長は、開会冒頭の所信表明で現場主義を掲げ、町政運営を遂行したい、子育て世代は人口減の連鎖であり、その支援充実を図りたい旨の表明を力強くされ、大変共感した一人です。

町長は、子育てママやパパ、乳幼児が図書館で、児童館で、保健センターで過ごす姿を共有されたことがあるでしょうか。まだならぜひ現場に出向いてください。出向いたらこそ分かることが多分あるはずですよ。

旧町民プールの外にあずまやがあり、乳幼児にとっては大変魅力的な傾斜があります。絵本を持ち出し、外での読み聞かせもできます。保健センターが実施する各種健診時に、自由に伸び伸びと遊べるスペースも確保できます。豊かな環境は子供の心身の成長を促すに違いありません。お金をかけて改修するのではなく、町内設計士や建築士、リフォ

ーム専門業者などの方々の知恵もお借りし、地域循環型のリノベーション、子育て世代を真ん中に、中高生、高齢者、保健師や保育士なども含め、また病児・病後児保育の対応も含めた複合的な施設を運営するという事を町長の言葉からお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、皆さん、想像してみてください。閉鎖された今の旧町民プール、そこに3年後、様々な世代のにぎわいが戻ってくる。そういうことを考える意味で、あそこは非常に通行、観光客も多いところだす。大きな町のまちづくりに寄与するという事を強調させていただきますと思ひます。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 12月15日に就任しましたので、それから実際のところそういった子育て施設へ行っておりません。しかしながら、以前は児童館で読み聞かせをやっておったり、当然下笠保育園の中では子育て支援センターがございましたし、社協のほうではひよこハウス子育てサロンみたいなこともやっておったと記憶しております。そういった現場に町長になる前には行かせていただいております。行っていないんじゃないかって行っておりましたので、町長になってから行っておりませんので、これからもそういったところに足を運びたいというふうに思ひます。

先ほども複合型という御提案がございましたが、やはりいろいろ検討して総合的な保健福祉施設にというような計画でございます。そういった御意見を取り入れられればよろしいんですけれども、いろいろな意見を頂戴しながら検討していきたいというふうに考えております。よろしくお祈りいたします。

○13番（水谷久美子君） 以上、終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） ただいま議長から質問の許可を得ましたので、2点について質問いたします。

その前に、いまだ終息しない新型コロナウイルス感染症で亡くなりました、またその家族の方々に心から哀悼の意を表すとともに、医療関係者の方々に敬意を表し、また感染されました方々に一日でも早く回復することを心からお祈りいたします。

それでは、まず1点目の質問に入ります。

老人クラブの活性化についてであります。

今、超高齢化社会の中で、生きがいや健康づくりを目的に地域で活動する通称老人クラブ、本町内では長寿会、寿会、信和会、福寿会などいろいろな名称で活動しておみえになります。それが今、なぜこの高齢化社会の中で、この老人クラブのクラブ数や会員数が減っているのか。

これが推移でございますが、右肩上がりのほうが高齢者数で、真ん中の青いのがクラ

ブ数です。その下が会員数であります。約今四十何%の方が会員になっておみえになります。

会長とか周りの会員の方がクラブ員の入会を申込みというか、お願いに行きましても、入会の年齢が60歳から、60歳はまだまだ働いているからもう少し年齢を重ねてからとか、まだまだ私は若い、年寄りになってからというところとか、人の付き合いが面倒だから、ある程度の会費が要る、クラブの名称が合わない、老人会会長等役員を長く務めなければならない。

ここで、老人クラブの必要性や会員を増加させるための手だて等を、現状と課題を含めて町長に見解をお聞きします。町長お願いします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。野村議員の御質問に御回答申し上げます。

老人クラブのあるべき姿等でございます。

老人クラブは「健康・友愛・奉仕」の全国三大運動を柱に、仲間づくりを通して互いに支え合いながら、生きがいや健康づくり、ボランティア等に取り組みされる地域福祉の充実に大変役割を担っている重要な自主的組織でございます。

令和4年度クラブ数は50、会員数は4,038人で、令和元年度と比較しますと、3年で6クラブ、会員も800人減となっております。特にコロナ禍による活動機会の減少が一因に上げられておりますが、加入対象年齢が60歳では就労されておったり、高齢化により、例えば同家族で親子で入会を希望しない方など、会員の減少には様々な要因があると思われまます。

高齢化が進む中で老人クラブの存在は、明るく豊かな活力あるコミュニティーを形成する上で極めて重要な団体であることは疑いがないと思います。今後もサステナブルに活動を継続していくために、会員の増加をさせることが必要ではないかと思ひます。例えば軽スポーツ大会には多くの会員が参加され、好評だったことを踏まえ、新しい会員を勧誘しやすいようなプログラムや事業計画、老人クラブに加入することで仲間と支え合いながら楽しく生きがいのある安心した生活が送れるなどのメリットを周知していく。また、単位老人クラブの統合、そのほかにも自治町民会議との連携による役員不足の解消、さらには対象年齢の検討など、老人クラブの会員の皆様の中でも自主的に運営方法を検討していただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 野村永一君。

○10番（野村永一君） ただいま町長から見解をお聞きしました。

重複するかもしれませんが、メリットは何といたっても地域コミュニティーの確立であります。独居高齢者の孤立防止の定期的な見回り、小まめな声かけ、また喫茶店に誘導するなどの仲間づくり、通院の付添いや草取り、障子の張り替えをお互いの助け合いで

補う仕組みの提供、花見など季節のイベントを開催し、エリアの人たちに御縁をつなぎながら地域を守り立てていきます。自分自身で元気で一生を終えるための手段として、仲間がいれば運動も楽しく続けることもできますし、各種スポーツに出会える機会も増えます。

最後に、高齢者が積み重ねた経験と技術を生かし、防災や文化振興などの地域に貢献できます。よく老人クラブの会長さんからお話を聞きますが、クラブをなくすわけにはいけないからどうしたらいいかと。なくすのは簡単です。はい、解散します、賛否を取れば賛成多数で終わりです。そうならないためにも、5点について質問いたします。

老人クラブの連合会の冊子、これは年2回発行しておりますが、養老町老連、この養老町老連は何やということ自体が、まだ皆様知ってみえないかと思いますが、この内容は、すごく各会員の意見等が書いてございまして、老人クラブをより理解していただくためにも全戸配付していただきたいと思います。

次に、養老町広報の1ページでなくても、この養老町老連の欄を設けていただいて、行事とか活動内容を養老町民の方に知らせていただきたいと思います。

次に、新会員を10人以上なら1万円、5人以上で5,000円を増やしたクラブには支給するとか、役員の交通費相当額の費用弁償の支給、お金のほうに関わりますが、そちらのほうもよろしくをお願いします。

次に、各自治会そのものの理解が非常に薄いというところで、自治会長と老人クラブ会長、先ほどもありますけれども53、町のクラブの会長が見えます。養老町は130の区長会がありますけれども、この53というのは各区長がまた単位で集まって53になっていますので、この53の会長と区のほうと、行政も含まれて、先ほど町長が言われました町民とのふれあいトークの中で、これも町長が入っていただければよろしいかと思います。

あと、国では平成26年に100万人増加するというのを5か年計画でやったんですけども、岐阜県では目標3万6,000人に対してマイナス3万5,000人、プラスの目標がマイナスの3万5,000人というふうの数字が出ております。これは養老町も、本当に増加する気持ちがございましたらその目標値を決めていただいて、その目標値がクリアできたら、ある程度の報奨金を払うというふうで質問をいたします。お願いいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 今もいろいろな御提案いただきました。いろんな町には団体がございまして、例えば町の広報と議会だよりを一緒にしていこうとか、そういったお話ならよろしいかなと思いますけれども、1ページを老人クラブ連合会さんだけに割くというのは、ちょっとなかなか厳しいのではないかなというふうに思います。

そして、各自治会と老人クラブの方のそういった場を設けるということは、いろんな事務局、町も担っておりますので、しっかりとこういった課題があるので話し合っていたきたいという、そういった要望はさせていただきたいというふうに思います。

議員の御提案の中でもできるもの、できないものがあるかと思しますので、よく検討して、高齢者福祉のため老人クラブの会員が増加し、明るい豊かな活力あるコミュニティが形成できるように取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

[10番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 野村永一君。

○10番（野村永一君） 一番最初の広報の中に町老連の広報を全戸配付していただくというのはいかがでしょうか。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼しました。

老人クラブ連合会、老連のほうで作っていただければ全戸配付というのは可能ですが、その分、会員以外にも配付となりますと、1万幾つの世帯がございますので、その辺のところを中でも一応議論していただいて、それだけ印刷してどうしても町民に周知したいというお話でしたら、広報のほうと協議して全戸配付できるようには努めてまいります。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 野村永一君。

○10番（野村永一君） 次の質問に入ります。

本町の補助金の見直しについてであります。

平成24年10月に作成された補助金等の見直しの視点及び交付に関する基準、これは平成24年行財政改革推進本部会議にて決定の分で、全部で18ページあります。

次に、平成25年9月に養老町補助金の見直しガイドブックの冊子が発行され、町内の各種団体に周知されました。この基準の中で、補助金等の見直しの視点として、1. 公平になっているかという視点、住民の利益につながっているか、不公平が生じていないかなど。2. 効果があるかという視点、補助金等を交付する目的が達せているかなど。3. 適格性があるかという視点、規則等に基づき交付されているか、町税の滞納をしていないかなどなどの3つの柱に見直し項目を設定されています。いずれも本来補助金等が持つ意義や目的に沿ったものであり、適正な見直しが継続的に行われているものと推測いたしますが、一般の町民の皆さんにとっては少し分かりにくい部分や、新町長が就任されたタイミングでもありますので、今後の取組などについて3点で質問いたします。

1点目、食料費の取扱いに関してであります。

食料費については、例外はあるものの、慰労的な飲食や懇親会など原則補助対象外経費とされています。しかしながら、各団体のより活発な活動を促進するためには、会員相互の親交を深めることも必要な要素と考えられます。基準やガイドブックを拝読する

だけでは少し分かりにくい部分でしたので、お伺いします。

会員からの会費のみで食料費を賄い、補助対象経費として計上しない場合は、団体の活動の中で飲食してもいいのでしょうか。

次に2点目、補助金等の審査会議に関することです。

基準によりますと、補助金等を適正に交付し、町全体の整合性を高めるため、町職員で構成されている審査会議を設置することとされています。さらには、行政外部者を委員に委嘱し、住民視点から補助金等の適正化を図ることともされています。補助金のみに限った話ではありませんが、このようなみなしを内部の人間だけで行うと手前みそになる可能性もあり、外部の意見を取り入れることは非常に意義のあることだと考えます。

そこでお伺いします。

この審査会議は、現在どのような体制で設置されているのか、補助金等の見直しに行政外部者の視点を取り入れる体制は整備されているのか、お答えください。

最後に3点目、補助金等の見直しの視点及び交付に関する基準に、そのものの見直しについてであります。

この基準が作成されてから約10年が経過しています。内容の根幹は今に通ずるものであると認識していますが、社会情勢の変化や時代の流れによって、細部では現状との食い違いが生じているのではないのでしょうか。また、新町長が誕生されたタイミングでもありますので、改定に着手される申し分のないタイミングであると考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 野村議員の御質問に御回答申し上げます。

3点ございました。まず1点目の食料費についてでございます。

事業対象経費のうち補助対象経費となる食料費につきましては、会議等のお茶代や講師等のお弁当代、あるいは事業そのものが飲食に関わるなど特定の要件を満たす場合のみとしております。したがって、御質問の慰労的な飲食や懇親会の補助対象外経費となりますので、補助対象経費として計上するのではなくて、全額を会員の皆さんで御負担いただくということでございますので、そういった場合は特段の制限はございません。

次に、2点目の補助金等の見直しの体制についてでございます。

補助金等審査会議につきましては、この設置要綱によりまして、副町長以下の6名の職員で組織しており、確かに行政外部の委員さんは設けておりません。補助金の交付に対しまして、案件が交付できるかできないかということの疑義をこの中で行うものでございます。

しかしながら、補助金等の見直しに関しましては、第2次養老町行政経営改革プラン

におきまして、具体的な取組の一つとして負担金、補助金の適正化を位置づけております。養老町行政経営改革推進審議会、諮問機関でございますが、この中でその進捗の管理を行っていただいております。

この審議会には学識経験者として4名、大学の先生等でございますが、各種団体の構成員、または町民公募の委員さん6名に参加していただいております。外部、あるいは住民の視点で御意見を頂戴しているところでございます。

最後に3点目でございます。補助金等の見直しの視点及び交付に関する基準の見直しについてでございます。

先ほど申し上げました第2次養老町行政経営改革プランにつきましては、本年度をもって終期となっております。本年度末が最終となっております。現在、次期プランの策定に取り組んでいるところでございますので、この次期プランの中で基準の改定をしっかりと議論してまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 野村永一君。

○10番（野村永一君） 最後に、これは補助金とは少し違いますが、生涯学習講座の年間受講料が平成29年度から2,000円から4,000円に増額になりました。ほとんどの受講者が年金受給者でもあり、別途教材費も負担しております。生涯学習をより身近でより有意義にするためにも受講料の見直しを提案し、私の一般質問といたします。

○議長（大橋三男君） 回答は要らないですか。

○10番（野村永一君） できればお願いします。

○議長（大橋三男君） 西脇課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 議員御提案の生涯学習講座の受講料については、講師料、施設の利用料、事務費などで年10回の講座については2,000円、年20回の講座は4,000円をいただいているのが現状であります。町民の個人が自身の生涯学習のために学習講座を受講するための費用であり、受講者が受益を負担することが原則であると考えます。同じように、これまでどおり応分の負担をしていただくことに御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○10番（野村永一君） 終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、10番 野村永一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

（午後2時15分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に

沿って御質問させていただきます。

現在、岐阜県では医療ひっ迫防止対策強化宣言がなされております。12月23日時点です。この中で、強い行動宣言に頼ることなく感染防止対策と社会経済活動を両立させていくには、私たち一人一人の感染防止対策が何よりも重要ですよとっております。

コロナ感染防止対策の徹底として、1つ、3から5回目のオミクロン株対応及び児童・乳幼児への速やかなワクチン接種。2つ目として、適切なマスク着用、手指衛生、密回避、小まめな換気、体調不良の際は全ての行動ストップといった基本的な感染防止対策の徹底。3つ目として、学校・部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に注意という3点を掲げて強化宣言がなされておりますので、感染には十分な必要だと感じております。

その中で、このような中で令和3年度の決算について、11月号の広報「ようろう」に掲載されておりますので、一般質問には税に関する町税の収納状況について御質問いたします。特に今回は、昨年と同様に町税等収入等についてとしました。理由は昨年と同じになりますが、特に経済の状況が大きく変化して物価の上昇が見込まれる中でも、町税は養老町の裁量で支出できる唯一の財源に該当します。この視点を大切にしていきたいと思うからです。

今回の町税等の内訳は、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の5つを対象としております。

それでは、質問に関しまして、町税等の収納状況についてお尋ねします。

毎年資料に基づく報告内容があるのですが、今回はありませんでしたので、令和2年度と令和3年度の歳入歳出決算書を参考にしています。令和3年度の各会計の状況及び今年度の展望の一般会計の中では、歳入の中でも特に重要な自主財源である町税の収入済額は34億6,056万6,000円、前年度比2,083万円減であり、収納率は94.67%と前年度比1.17ポイント上昇しましたとあります。これは決算書の内容で、293ページに該当します。

これだけでは分かりづらいと思いますので、具体的に質問いたします。

個人町民税、固定資産税、法人町民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険の5税を対象として、各税及び全体の収納率、不納欠損額、収入未済額について御質問いたします。

○議長（大橋三男君） 藤田特命事項推進監税務課長、自席答弁。

○特命事項推進監兼総務部税務課長（藤田勝彦君） ただいまの御質問につきまして、まず各税目につきまして令和3年度の決算額を申し上げます。

個人町民税では、調定額は13億2,886万481円で、収入額は12億7,728万7,984円でした。収納率は前年度より0.38ポイント上昇し、96.12%で、現年分収納率は99.38%でした。不納欠損額は403万4,477円、前年比率より0.04ポイント増で、収入未済額は4,753万

8,020円、前年比率より0.41ポイントの減でした。

次に、法人町民税では、調定額は1億7,582万6,800円で、収入額は1億7,371万5,700円でした。収納率は前年度より4.24ポイント上昇し、98.8%で、現年分収納率は99.95%でした。不納欠損額は25万円、前年比率と同率で、収入未済額は186万1,100円、前年比率より4.24ポイントの減でした。

次に、固定資産税では、調定額は18億5,259万4,297円で、収入額は17億1,824万4,654円で、収納率が前年度より1.54ポイント上昇し、92.75%、現年分収納率は98.91%でした。不納欠損額は1,795万7,788円、前年比率より0.79ポイントの減で、収入未済額は1億1,639万1,855円、前年比率より0.75ポイントの減でした。

次に、軽自動車税（種別割）ですが、調定額は1億358万5,206円で、収入額は9,694万8,735円で、収納率は前年度より0.91ポイント上昇し、93.59%で、現年分収納率は99.06%でした。不納欠損額は97万4,900円、前年度比より0.31ポイント増で、収入未済額は566万1,571円、前年比率より1.12ポイントの減でした。

次に、国民健康保険税では、調定額は8億4,396万5,417円で、収入額は6億6,327万4,866円でした。収納率は前年度より0.27ポイント減少し、78.59%で、現年分収納率は前年度と同率の97.78%でした。不納欠損額は2,605万1,257円、前年比率より1.68ポイントの増で、収入未済額は1億5,463万9,294円、前年比率より1.41ポイントの減でした。

5税目全体では、調定額は43億483万2,201円で、そのうちの滞納繰越額は3億8,879万5,961円で、前年度比率より0.84ポイントの減となりました。また、収入済額は39億2,947万1,939円で、収納率は91.28%、前年度比率より1.11ポイントの上昇となりました。現年分収納率は98.92%、前年度比率より0.41ポイントの増でした。不納欠損額は4,926万8,422円、前年度比率と同率で、収入未済額は3億2,609万1,840円で、前年度比率より1.11ポイントの減となりました。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま5税について詳しくお答えいただきました。分かりづらいので、これをまとめた全体では、滞納繰越額では調定額に対して前年度比で0.84ポイントの減、一応成果があったということだと思います。それから収入済額では、収納率においては前年度比では1.11ポイントの増、これも成果があったということだと思います。

それから現年分の収納率では、前年度比0.41ポイントの増、これも成果があったということだと思います。不納欠損では前年度比とイーブン、同率ということでございます。収入未済額では前年度比で1.1ポイントの減、成果があったということになります。

これは行政としての成果だと思われませんが、じゃあこれに関わった職員の体制は増えているのか減っているのか、これについて御質問いたします。

○議長（大橋三男君） 藤田税務課長、自席答弁。

○特命事項推進監兼総務部税務課長（藤田勝彦君） 徴収につきましては、コロナ感染対策には十分配慮し、県、市町村間との情報共有も図りながら徴収業務を進めております。

徴収を行っている徴収推進室の令和3年度の体制としましては、令和2年度と同様に課長を室長とし、徴収専門監を中心に、税務係との兼務職員5名と徴収嘱託員1名で滞納繰越し、不納欠損を増やさないことを目標とし、現年度課税分を優先とした徴収事務を行ってまいりました。また、職員のうち1名を岐阜県税務所に派遣事業により西濃県税務所に半年間派遣し、職員の収納ノウハウの習得に加え、一部の滞納処分について県とも連携を図ってまいりました。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 税金徴収に関わった職員の体制は変わらない、令和2年度と同じということであれば、間違いなく行政の成果と見て問題はありません。この問題に対しては、令和元年の12月議会、令和2年の12月議会、さらに令和3年の12月議会と毎年取り組んでおります。

税金の徴収は、職員にとってはずっと続く永遠の課題です。ですから令和3年度の決算書の評価の中で、1行だけですが、未収債権の回収については、前年度と比べてやや改善しましたが、引き続き収納向上に努めてまいりますとありますが、これは大変な評価です。決算書の中にこれからも評価の行数が少しでも増えることを願ひまして、この質問を終わります。

次に、2つ目の質問に入ります。

企業誘致についての御質問でございます。理由は、企業誘致の内容については非常に関心の高い方が多いからです。この視点を大切にしたいと思うからです。

今回の内容は企業誘致です。

それでは、質問に関しまして全体についてのお尋ねをします。

養老町都市計画マスタープランがございまして、岐阜県の養老郡都市計画区域に基づいて市町村の都市計画区域に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）として定めている計画でございまして、この中に土地利用の方針、第3章まちづくりの方針、3-1土地利用の方針の23ページの図のところに土地利用の方針がございまして、この中に工業地としての方針が、養老サービスエリアスマートインター付近、養老インターチェンジ南西付近をはじめ7か所ほど定められております。その中に整備の方針として、(2)として、企業立地の受皿となる用地の整備として頼もしいことが書いてあります。

黒丸として、養老サービスエリアスマートインターチェンジ・養老インターチェンジ周辺では、交通利便性の向上により立地ポテンシャルが高まっています。そのため、周辺環境との調和を図りながら企業誘致のため用地を整備します。その次に、今後は適地

選定の調査を行うとともに、企業誘致までの整備プログラムを併せて検討しますとあります。これは都市計画マスタープランの中に書かれているものでございまして、さらにその中に工場適地候補と書かれております。これをさらにもう一つ具体的に、地域別構想として北部地域、それから養老町の南部地域、養老地域の3つに分けて、北部地域では工業地として養老スマートインターチェンジ付近を養老サービスエリアスマートインター开通による立地ポテンシャルを生かして計画的な基盤整備を行い、工場集積や運輸業などの新規企業の誘致を促進しますとあります。

さらに、一般県道養老赤坂線（仮称）養老大垣安八線の交差する南西付近では、既存工場地の維持として、周辺環境と調和した良好な工業環境の維持、形成に努めますとあります。

南部地域では工業地として、養老スマートインターチェンジ开通による工業振興としての3か所を、養老スマートインターチェンジ开通による立地ポテンシャルを生かし計画的な基盤整備を行い、工場集積や運輸業などの新規企業の誘致を促進しますとあります。これは、マスタープランの61ページのところに書いてあるものでございます。

これと同じく、養老地域でも工業地として（仮称）橋爪大橋南付近について、既存工業地の維持として、周辺環境と調和した良好な工業環境の維持、形成に努めますとあります。

さらに、これだけ養老町の都市マスタープランには力を入れて書かれております。土地利用の方針では、工業地としての方針が定められ、さらに養老町を3区域に分けて工業地として定めて新規企業の誘致を促進しますと書かれていますが、これは令和2年3月の策定のもので、もう既に1年9か月が経過しております。

その中で質問します。

1つ目、候補地7か所にはどれくらいの数の企業が現在進出を希望しているのか。情報の規制があれば、その範囲内でお願いいたします。

2つ目として、企業誘致までの整備プログラムはあるのか、この2点について御質問いたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。

小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

工場候補地として7か所における企業の進出の現状でございます。

これまで東海環状自動車道養老スマートインターチェンジ並びに名神高速道路養老スマートインターチェンジが開通がなされたことによりまして、工場等の立地ポテンシャルが高まったことから、企業等事業者からの進出の相談というのは受けているところでございます。

具体的に時期や企業名等につきましてはちょっとお話しすることはできませんが、そ

ういった多くの企業から候補地としての問合せはいただいております。

2点目でございますが、整備プログラムはあるのかというような御質問でございます。

都市計画マスタープランに掲載する7か所のうち、複数箇所において県の助成を受けまして工場用地開発可能性調査を実施し、この中で候補地における事業化に向けた具体的なイメージや事業費の算出等を行っております。これらは基礎資料を基に、進出希望の企業に対しまして、スケジュールとか法手続など開発に至るまでの丁寧な説明等も行っておるといような状況でございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 今、7か所についての企業進出の状況をちょっとお知らせいただきました。その中で企業プログラムということも教えていただきました。

こうしていきますと実際進んでいくのは、都市計画マスタープランでは、具体的に書かれている中で実質進出企業からの具体的な相談、いろんな形の中で進んでいくのが実情だと推測されます。その中で実質的に進んでいきますと、7か所地域の中で最初に出てきた企業とか、それからその後から出てくる企業とか、いろいろ企業の進出順番によっていろいろその地域の開発の状態が変わってまいります。その中で開発許可申請とか、その中に道路の後退部分とか道路管理者との協議というものがございます。具体的には、養老町としてはその対応の場合、どのようなものがあるのか再質問いたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 先行企業とか後発企業の開発のお話ではないかなというふうに思います。

開発によりまして、例えば造成されました道路につきましては、道路法による認定を行うことを原則としておりますので、道路管理者が管理することになります。町道でしたら町が管理ということになります。

したがいまして、次に進出される企業が行う開発の制限を伴うことは、道路に至ってはではないかなというふうに考えます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ありがとうございます。具体的な対応だと思います。

今、要するに道路の関係で協議した場合、その道路については養老町が管理するというところでございます。そうすれば今後、後のところでも、その地域は道路として有効に使える形になりますので、今後そのように進めていただければありがたいと思います。

最後になりますけれども、養老町の都市計画マスタープランは、今説明しましたように本当によいことがたくさん書かれております。これをさらに生かすためには、新聞報道でも報道されておりますが、川地新町長として、トップセールスは本当にこれからあ

るのかどうですかということを最後の質問としていたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 本町には、先ほども言うておりますけれども、インフラが整備されたことによりました企業立地のポテンシャルが非常に高いというふうに思っております。積極的な企業誘致を行っていくということでございます。県の企業誘致課などにも率先して相談を行うなど、リーダーシップを取ってまいりたいと思っております。

また、町外へ進出しない企業を、町内の既存の企業が残っていただくというようなことも大事かと思えます。よって、併せまして規模拡大も後押ししていくということでございます。

あわせて、新たな産業を創出できるような既存企業と新規進出企業とのマッチングなども行いたいと思っておりますし、当然商工会との連携も密にして、地域経済の発展にも寄与してまいりたいと考えております。当然、新聞報道ではトップセールスと書かれておりますが、当然、場合によってはきちっとトップセールスも行っていくということでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

以上で日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日12月27日火曜日午前9時30分より再開をいたします。

本日はこれもちまして散会といたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時52分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月26日

議 長 大 橋 三 男

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子

